

77
102

栗田寛著

為各物長也完

常磐物語序

義公嘗命工人作伯夷叔齊二像置之後樂
園曰得仁堂烈公亦自畫二像題字中有欽
慕寫之之語夫義公感慕夷齊遜國世之所
知然公之所慕蓋不止於此余竊推度二公
之微意以謂當殷之亡周之興武王從諸侯
往攻之舉世莫敢非議彼夷齊乃獨非之者
隱於首陽山孔子稱曰求仁而得仁蓋二公



所慕者。是也。何也。自鎌倉初府。至室町之季。武人驕橫之甚。或知有將軍。而不知有天皇。若東照公。尊

王之誠尤至。然世風人心。沿襲之久。其若有未盡者。義公實以公之孫。修大日本史。以天皇為紀。將軍為傳。以明大義名分。烈公設弘道館。祀建御雷神。曰以其亮天功於草昧。欲原始報本。使民知斯道。二公忠誠。充乎中

而溢乎外。遂為群小所媚疾。義公早致仕。烈公再屏居。比之首陽之餓。其艱難之狀固異。而其乃心

王室之勞。未嘗不同也。世之慕古人者。慕君子而不能為君子。慕英雄而不能為英雄。是徒慕耳。若二公慕夷齊。可謂能慕矣。抑義公薨後。未二百年。距烈公薨。僅二十餘年。遭遇明治

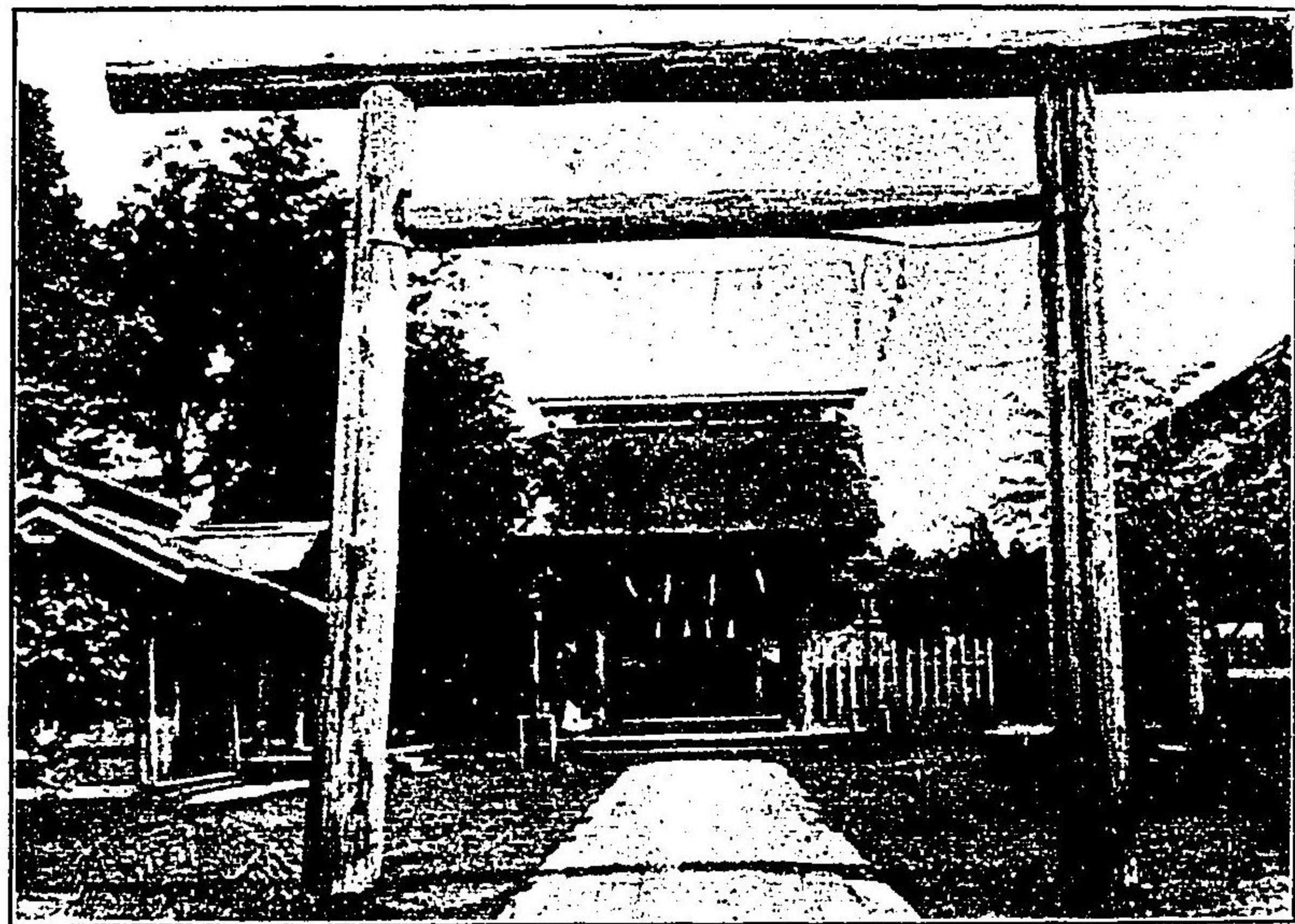
聖代常磐之神。列別格官幣社。比之夷齊沒後。五百有餘歲。而得孔子名愈彰者。二公之榮大矣。而

聖代德澤亦至矣哉。栗里栗田君著常磐物語。其於神社創建。及神謠之事。皆所嘗議。故紀實得要。頃將刷印。囑余以序。君夙從事於修史。仰慕二公。而大發於斯文。今齡踰耳順。著書已數十部。播世不斁。方今續書者。誰不

知君。是書之不朽。固亡論已。不才如余。復將何言。然與君同鄉同甲。相識最舊。不得辭其囑。因述二公所以慕夷齊之說。質之於君。君曰善。乃書之為序。

明治三十年常磐祭後一日青山勇撰并書



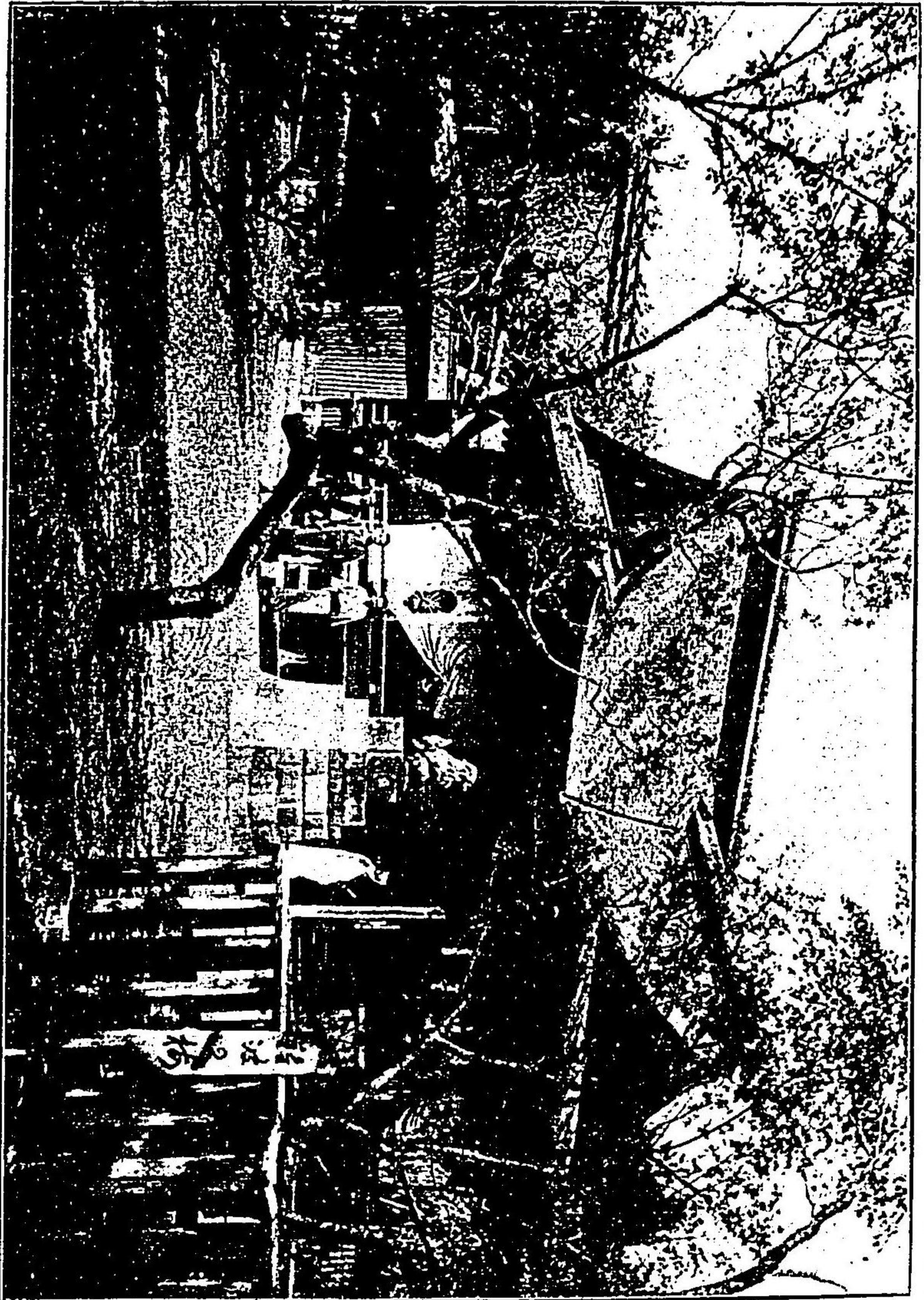


常盤神社の圖



全上

小川一真製



常盤神社の本社の図

常磐物語

水戸 栗田寛編述

男 勤 校

今茲明治二十年の夏、公けの御暇賜はりて故郷に歸りつる折、くさくさの物語りどもしてありけるに、ふと常磐神社の事に及びたりけるが、男勤がかたはらにありて、神社創建の故由を記して見せ給へど、懇切に請はれき、されどあつさ得堪がたく、筆とるもいと懶ければ、其一二を物語りてむとて云ひけらく、先づ吾二柱の神に仕へ奉れる事は、彰考館の編纂の事にあつかれるによれり、その脩史の業にあつかれるは、幼き時にあたりて父母の教のまに、く、いさゝか物學びしつるに本づけり、さればその幼き時の物學びしつるあらましより、神社の御事に及び、また神徳のかたじけなき故よしをも申し述なむ、吾七歳の時、北河原甚五衛門に従ひて、文字をよみ、後に仁上久

三郎につき、また十三歳の時より石河幹修しのがへに教をうけたり、始め七八歳の程に、吾父雅文みやびの君、小兒の心をいさませんとにや、神代卷なる素盞鳴尊すさのなるの蛇へびを斬ける事、また武御雷神たけみかづちのかみの國土を平け給ひし事、或は 皇朝すめらみの外國とこくににすぐれて尊き故よし、 皇統すめらみの萬古まごかはらせ給はぬ所をも語りて、そをしらむとならば、日本紀を見よ、またよく書をよむ事を得ば、大日本史を見よ、日本史とは我 先君義公のものし給へるありがたき御史みよぞ、是によりて忠臣義烈治亂盛衰、すべて知らるゝ事ぞと云り、また酒のみ給ひて酔よめのすさみには、長押ながしにかけてたる槍をとりて、素さのをの神武御たけみかづちかつちの命は、かくぞありける、杯たまはねをどりて見せ給ふ事もありけり、かれ稚兒心わかこころにはやく日本紀をよむべくなりて、その神の御手ぶりをもちり辨わかへなむとはけみにける、又北河原氏の塾しやくよりかへり來れば、母にておはしける人なん、けふならひたる書もて來よとて、復讀ふくよみせしめ、或は軍物語いくものがたりや、百人一首などよみきかせ、よみうかべしめられ、また論語孝經など

をおしへ給ひき、ある時其許こゝは今幼わかけれども、吾云ふ事を記憶おぼせよ此頃太田に賤しんしき者の子あり、よくふみよむをもて、我 君きみにしられ參らせ、氏もなき者なれども、其をいたくめで給ひて、太田といふ氏を賜はり、また秀實ひでざねと云名乗をもたまはれりときく、この家は町人なれども、この近きわたりの長ながをも勤めて、多くの人の上にあるなり、先祖は昔六反田村むつたんに居りて、武きものゝふの末なりともきけば、ふみよむ事をもつとめよ、いたづらにたはぶれなせそ、彼太田秀實ひでざねにをとるべきものとな、りそね、とはげまし給へりければ、なほをさなき心にも、その人に及ばむものぞ、とつねわするゝ事なかりき、是吾かもの學びせむと思へるはしめなり、かくて後は、會澤正志藤田東湖、豊田松岡諸先生につきて、疑義を正し、なにくれと書を讀しかど、是ぞと云ふばかりの一ふしもあらざりけるが、安政五年の頃、いさゝかの俸祿を賜はりて、彰考館に仕へ奉りしより、十年の間一日の如く、夜ひるのわかちなく物學ぶつがくひして、國恩くにのたまに酬たまへ奉らむと

ぞ思ひを凝しにける、彰考館編修の事に就て、義烈二公の尊慮を
上木の事を始めたるなど、志表
あらましは、修史談に云べし、志かはあれど、かの嘉永癸丑の夏、亞米
 利加の船渡來してより、天下穩かならず、明治維新の政に及て、徳川
 の幕府已にたふれ、舊制古格みな廢れにければ、何事もみなあらた
 まりて、我水戸藩主にも、城地を去て柵町さくまちなる中御殿なかつてむにうつり給ひ、
 貞芳院大夫人には、好文亭にうつり住給ふ事となりにき、是よりさ
 き、烈公御在世中に作らしめ給へる御像をば、亭園の内に祠堂を
 設けて、安置し奉りぬ、明治三年の冬にやありけむ、妻繁子太田村の
 家に歸寧して、新宿村の蓮華寺にまかりけるが、寺僧人をすゝめて
 賽錢をつのり、拜をゆるす像あるを、人々と共に拜して、何の像かたにや
 と尋ねしかば、山寺やまのてらに置き奉れる。義公の尊像なりと云る由を、家
 に歸り來て物語りぬ、かれ打驚きつゝ、さる事やあるべきとて、政府
 に書を獻り、御像みかたをうつして、府下に置かるべき由申ければ、政府
 よりも人を馳せて、その次の日に、御像を昇き参りにければ、假り

に彰考館にませ奉りき上段の間なる床のこの時政府に出せる書
 は、上に安置し奉る

謹而言上仕候、先達而山の御寺御廢し相成候處、其寺中に藏し、
 書籍多分に有之候内には、定而、義公御集め被遊候歟、又は手澤
 の存候御品も御座候半、然るに其節越後より参り居候僧侶共、其
 有用の書は馬にて駄送し、餘は紙屑同様に賣拂候由、尤賣拂候分
 は、郡廳にて搜索の上引上ケ候歟にも致承知候へ共、實に遺憾千
 萬に奉存候、乍然是は既往の事、不得已候處、右御寺へ、義公御尊
 慮被爲、在別段御堂を建給ひ、御存生中御製造の尊像を御安置被
 遊候而より、二百幾十歳御動き無之尊嚴なる、御像を、無故新宿
 村へ御引と申は、如何なる御儀に御坐候やと驚愕仕候、是迄は譬
 へ、佛寺なれ共、尊慮被爲、在候儀に候へば宜敷候處、尊慮も不
 被爲、在孤村の佛寺へ移し奉る事、恐多く勿躰なき儀に有之、且
 義公の御神靈も、恐らくは御安堵被遊間敷と奉存候、就而は御談

判の上、知事様へ御申上にて、可然地處を相し、元の御堂御坐候は、其御堂をも御移し、士族を以て御堂守とし、四時の御祭奠には、如在の禮を御盡し、被爲遊候様仕度奉存候、右至情難默御坐候に付、以書付奉懇願候以上、

午十二月

栗田寛頼首、

と認め差出しけるに、知事公にも御決斷ありて、御像御移し相成しかば、直に史館へ入れ奉りしなり、此御像は義公尊像考に、權中納言從三位水戸侯源義公像、

右

先考義公尊像、其面容

公親命工所刻、拜之儼然如存、細條不勝哀

泣、敬繕完之、安置常陸久慈郡稻置

邑久昌教寺、希使子孫仰慕

盛徳之餘烈、

元祿十四年辛巳十一月二十八日、

孝子參議綱條百拜、

右久昌寺に御安置被成候、御尊像裏書、寶水三年戌六月、追而被仰付、御安置之年月日を用御尊像御袍角之上に、安積覺兵衛書之、前田介十郎金粉にて描之也、

正徳中

先君肅公命工造

義公肖像、安置西山別莊、文化丁丑之秋、別莊火肖像亦罹災、今茲命工新造、肖像、安置別莊、其面容即用久昌寺所藏、義公假面、不敢改造焉云、

天保五年甲午四月穀旦、

孝裔孫參議從三位源

謹識、

右隸書に而被遊候、右西山雜錄

文化十四年丁丑八月四日晝七ツ時、西山の御舊跡、惠日菴

回祿

一久昌寺へ御安置之 御尊像は、先年五左衛門老牛物語承候處、彫工九藏と老牛へ神文被仰付、他人を不交候由、

八月五日

名・越 十 藏

德田 五左衛門

増子 幸 八 様

河合 傳 次 様

一寺社方へ申達、兩所 尊像御安置之年月承候處、稻木は元祿十四年十一月廿三日、江戸より直に稻木へ御安置之由、西山は享保元年十一月三日御安置之由に候へ共、是は此時に出來御安置に候哉、前より有之か、尊像を御安置にて、それまでは何方に被爲入候哉之譯も不相知候、稻木 尊像は、是年江戸にて被仰付出來候は、慥に相見申候、元祿年中寺社方之留が評定所に而致、燒失候間不相見、衍菴留を書拔候由にて指出候、

一義公御在世之時、尊像彫刻被仰付候と申事、傳聞有之、其時御頭を刻入御覽候處、御意に不叶、是をは大谷與一に被下候由、與一今に致珍藏候由、是は十藏も拜見仕候、稻木 尊像は、江戸に而彫刻と相見候へども、右御在世に被仰付候 尊像は、西山御安置に可有之哉、左候へば享保元年に西山へ御安置、其時迄は何方に被爲入候哉、西山御舊跡は、御改革之節廢毀、其後御取立に御座候間、御改革前 尊像西山に御安置、それより何方へぞ御入御、再興之後、西山へ御安置にも可有御座候哉、是は近年之事に御座候間、傳聞之人も可有之候云々、

八月廿日

名 趣 十 藏

德田 五左衛門

増子 幸 八 様

河合 傳 次 様

尊像ニツ共、御在世之時、出來申候由、山本文入物語慥ニ覺申

候、

初のは御東帶
後のは御道服

出目洞白作
太田九藏作

如此に文入物語也、

傳次右義公尊像
題書餘考

元祿十四年辛巳

一十一月二十八日、源義公尊像稻置久昌精舎に御安置、

右尊像は 源義公様御在世之節、出目洞伯と申工人を、西山御

山莊へ被爲召、御東帶之尊像被仰付、又外に一躰は御細工人太

田九藏に命ぜられ、各御山莊にて被爲作也、九藏が所作 尊像

は、御舊跡惠日菴に御安置、右久方
見聞録

同年十一月廿四日源介彦左衛門より新入へ之文通、

一御尊像昨日山之御寺へ被爲入候由に御坐候、廿八日に御安

置被遊候と申儀に御坐候以上、右往復
書案

享保元年十一月十五日、彦太夫理平治より介衛門杵太夫へ文

通之内、

一本月三日、義公様御尊像山の御寺より西山御舊跡へ 御

遷座、天氣能相濟候、其節御供之御徒衆差合兩人館中より打越

彌八、森田源太兵衛、類典方に而土屋政衛門御供被仰付候處、彌

八産穢差合に而、源太兵衛政衛門兩人二日より太田へ相詰、三

日に御供相勤上申候由、

御尊像御遷座之儀、御首尾好相濟、御同意奉恐賀候、右往復
書案

とみえたるにて、今神社に祭られ給ふは、則出目洞白の作り奉りし

御東帶の御像におはします事を知るべし、

この後、政府より 尊像をば何れの處に安置し奉りて適當なるや、

見解の趣申出べしとありしにより、彰考館は 義公日本史を修む

る爲に設け給ふ所なるが上に、義公の廟所を史館隣接の地に構

造ありしも、偶然にあるべからず、然るに今又修史の事にあつかる

寛の建言により、尊像御遷座ありて、假にこの館へ安置し奉るも

神靈の照鑒ましますものならんとさへ思ひたりければ、館内へ假

殿どのを設けられ可然と申たりき、其文にいひらく、

謹而言上仕候、此度 義公御尊像、史館の内へ御引移の義に付、愚存をも申上候様御懸ケ御坐候處、史館は 義公御生涯精神を御盡し被爲遊候大日本史編修の地に有之、殊に 御歴代様の御神主を祭らせられ候 御廟所にも接近致し居、かた〜 以て 尊像御安置の儀、實に適當の御事に奉存候、尙又 義公様嘗て師禮を以て、御優待被遊候朱舜水祠堂、久しく荒廢に付、其木像を假に弘道館御文庫中へ被差置候儀、有志の徒何れにも甘心不致、窃に議論も有之候歟に承知仕候へば、此度 御尊像御引移しの御、舜水像をも御堂中へ一隔を設けて、御置被遊候は、御配享の姿にも相當り、乍恐 義公の尊慮にも可被爲叶、且世人の耳目を驚し候様の事も無之一舉して兩全の御儀と奉存候、以上、

午十二月

栗田利三郎寛謹言

其後ほどなく、徳川從四位公よりいよく 假殿を設けられ候上は、

藩士へ參拜を許し可然やどの命あり、則今井惟典筆記に云る處と、符合する由をのべ、筆記に威公様、靖定夫人様、御木像尤御全軀には、儀、役筋を御達しにて、御箱のまゝ、差上げれば、御額の方にくろ、と題目を書たり、扱々不届なる僧侶なり、何程尊き文字なり共、御額へ書たるす筈やあるべき、右は御ねり替にいたし、義公様御像も御取寄に被遊御廟近所へ御堂を出來、御一同に相納め、御家中迄も爲り度との御意なり、威公並びに夫人の御像をも同殿に祭り給は、烈公の遺志にも叶ふべく、また 東照宮の祭典をば、御血胤に任せられなば、 祖宗への御孝道立べし、然る後班幣所を設け、領内の式社に幣帛をわかちて、古禮を復し、國中士民をして向ふ處を知らしむへき由をも申けれど、其議格とぎりて行はれず、
先日 義公様御尊像、史館へ御安置の儀に付、愚存申立候後、今井惟典筆記を見申候處、 從四位様御尊慮、全く 烈公様思召に御符合被遊候御事にて、實に 義公の神靈にも被爲叶候儀にも、可有御坐歟と、奇なる事に奉存候、依て又々愚考仕候に、別紙相認候、惟典筆記に御坐候通り、 威公様靖定夫人様御木像をも、御堂中

に一同御安置にて、烈公様尊慮の如く、士族の者共拜を願候者へは、拜を御許し相成候様仕度、左様に罷成候はゞ、威義二公へ御孝道を御盡し被遊候のみに無之兼而、烈公様の御遺志を御繼述被遊候道にもあたらせられ、至極御宜敷様に奉存候、右の如く、威義兩公へ御孝道を御盡し被遊候に付而は、東照宮原廟をも、殊更御尊崇被爲、在候様仕度、之を尊崇し給ふは、御血胤の人を以て奉祠職に被遊候儀、簡要と奉存候、全躰、東照宮の奉祠職、是迄神官へ御申付け相成居候へ共、乍恐御適當には無之様奉存候、既に天保中、烈公様尊慮にて、御改祭之節も、實は、御自身御祭事被遊候譯に御定め相成候なれ共、在江戸の御時は、不得已御代拜を被命候事に御坐候へば、神官へ奉祠職被仰付候事は、當時假初の儀にて、永久の御法と被遊候思召には有之間敷、且古語にも、神は非類に歆す、民は非族を祭らすとも申候通り、其血胤の人ならでは、譬へ馨香の菜盛を奉り候ても、神靈之を歆けざるは、自

然の道理に御坐候、就而ば公族松平安房殿子弟の内一人、外に士族の内、東照宮に親近し奉りし者の子孫一人を御選みにて、歴代奉祠職被仰付候はゞ、東照宮の神靈も、定而御歆饗可被爲、在烈公の尊慮にも可被爲叶御儀と奉存候、此の如く、御先代様へ御孝志被爲盡候上は、古へより當國に功烈まします式内の神社を御尊敬被遊儀、大切に御座候、尙更此復古の時に當り、朝廷にて深く神祇の古典を御正し被遊候事に御座候へは、御藩廳にても一際御尊崇有之、延喜式に有之如く、祈年新嘗の祭に、藩廳より式内神社へ幣帛を班ち賜り候様致度、左様致候には、城中便宜の地一處を選び、班幣所を御設けにて、大參事衆御始め、政事堂御役人不殘、當色の官服を着し、班幣所に臨みて、式社の神官を召し、幣帛を班つて、各其神社に奉らせ候様被遊候はゞ、御領内の人民、皆其向ふ所を知て、正しき神社を尊崇し、自然淫祠佛宇を拜する者無之様可相成、然らば祭政一致の義行はれ候て、風教の基本

も相立候事に御座候間、來二月祈年祭以前、班幣所御建立被爲、在候様仕度奉存候、尤其儀節並幣帛器物等の詳略は、御施行相成候節、史館中へ被仰付候は、巨細取調べ申上候様可仕候、右之三條は第一御孝道を祖宗の神靈へ被爲、盡候而、民に觀聽を示し、國中をして感動せしむるの御事業に有之、次に神祇を尊敬し給ふは、人心を正して風化の原を開くの義に御座候間、何卒神速御決にて、御施行被遊候様仕度奉懇願候、以上、

庚午十二月

栗田 寛再拜謹言

志かありしより以來、祠堂を建つべきや、神社の制に従ふべきやなど云ふ事ぞ起りにける、

そのほどの事なりしが、詞堂の圖を副ていひけらく、義公御尊像今度史館中へ御遷座相成候に付ては、烈公御工夫にて御製造被遊候御詞堂の摸形に依らせられ、其四面へ一重の塀を廻らし、塀外へ一基の鳥居を建て、神社の制に擬し候事可然と愚慮仕候、

依而別紙御祠堂の圖相添差上申候間、何卒御判談の上、速に御造營相成候様致度奉存候、以上、

未二月十七日

栗田 利三郎

四五月のほどに至りては、史館に祠堂のさまなるものを設けて、尊像を安置し奉るべし、其祠堂の處は、書庫となし置て板倉を清淨にして、檜の板をはりめぐらし、其かたへに一重をへだてて、舜水先生の木像を置き奉らば、公意も安く思召さん、遷座の式は、一壺酒一脯魚位の略制しからんと申しき、しかるになにくれとなく俗論どもさらに起りにければ、一身をもて其衝にあたり、之をうち破らんとのみ思へりしは、いとをこなるわざにぞありける、この時の議論は、義公御尊像之儀、舊冬より申上置候處、今般漸く史館御板倉へ假に御安置の様御達に付、御遷座の儀節、誠に略式にいたし、一壺酒一脯魚御備にて可然、尙更月朔も右に准し候様、管庫等へ談置申候處、西山の御像へは、干菓子のみ御備故、夫にては餘り御丁寧過

候半との御内議も有之哉に承知仕候へども、愚意を以て見候時は、堂々たる水藩の御先君を祭り候には、甚麗略に失し、所謂晏子の豚肩不掩豆の譏を來さん、と過憂仕候事に御坐候、且西山の御像は、義公御十七回忌享保元年御製作に相成候を、御安置にて、其以前松波勘十郎暴政の砌、御舊館を廢し、御再興の節に至り、久昌寺の僧房惠日菴と申者をして守らしめ候事に候へば、御像への御備物も全く彼僧侶の私に致置候迄の事に可有之候へば、證例とするには勿論足り不申候、其後文化十四年、西山御焼亡の時、御像も災に罹り給ひしを、天保五年、烈公御代、御修復相成申候、乍然此時御備物等の議論には及び不申、全く舊貫に仍られ候御事と奉存候、一寸了簡致候へば、御廟祭有之故、御像は如何様にても宜敷杯の議論も有之候半も難計候へども、人の子孫臣子たる者、耳目口鼻儼然たる肖像を拜し候と、姓名官銜を記候神主を拜し候とにては、何れか尊敬の心を發し、何れか惻

怛の情を興し申ものに候半哉、既に至誠惻怛の情を發し候時は、其祭奠迄も心を付候は、人情の自然に御坐候、尙更今度御安置の御像は、義公御在世の節、御製造相成り、御坐の間へ御置き被成候處、當時左右近臣、何れか上公なる事を辨へ兼候程の御像に候へば、知事様には別而御尊崇被爲、在候様仕度義に御坐候、近來時勢一變致候、御領中に生育致候者、誰人か義公の御恩澤を忘れ果可申にて候へば、既に御板倉へ御安置の事さへ、有志の徒は不慊於心と存候處故、又々御祠堂御建立不相成、些少の祭奠を御省略被遊候は、議論を招き候事、必然に御坐候、先達而中葬祭式を施行し、氏子帳を製作の様御達しに相成候も、庶民をして歸嚮する處を知らしむるの御政令に可有之處、御像へ右の如き御備物被遊候而は、恐らくは慎終追遠、民德をして歸厚せしむる義に齟齬可仕候、尙又好文亭に御安置申上候、烈公御像は、御藩廳にては、一向御構無之、全く大夫人の思召にて、御備物被遊

候事故、義公御像をも同様にて可然杯の説も可有御坐歎に候へ共、義公にも唯今に、哀文夫人御存在被爲在候は、矢張、大夫人御同様、藩廳の御祭奠をは御待不被遊、御自身御備之義に可有之事情と被存候へども、今に至ては、烈公御像の准據には、異なる様に御坐候、若又西山の御像に比例不相成候而は、御不都合の様に可被思召候歎、乍然何事も薄に失し候よりは、厚に失候方却而觀過知仁とも可申、彼西山の御備物は餘り御薄奠に候間、今日より御改めにて可然義に御坐候、知事様にて左様被遊候は、君子天下を以て其親に儉せざるの義理にも御當り可被遊、旁以御宜敷儀と奉存候、右之通の次第に御坐候へば、極龜相の御取扱に候へ共、前段申上候一壺酒一脯魚御備へ被遊候様、御規則相立候は、一通りの御禮儀は欠け不申候故、他の議論も有之間敷と奉存候、何卒快刀一割之御決斷被成下候様仕度、此段申上候以上、

六月朔

栗田利三郎

明治四年八月の頃にや、水戸城の地を避て、朝廷に獻るべきとの事になりければ、政府を始め諸官衙にいたるまで、人々みなさわぎたちて、やすき心もあらざりき、さるによりて彰考館も御廟所をも、他に移すべきよしにて、種々の議もありつれど、義公の尊像をばさきに、貞芳院大夫人の設け置き給へる好文亭なる、烈公の御祠堂に配せ祭るべき由、決議ありて、月、日御遷座の式を行はる、是よりさき已れ早く、朝廷施政の大略を聞得つる事もあるを以て、公家の處置方八條を申建たり、

其大意は、一に、好文亭の事、右は御歴代の御寶物御家財、東照宮御引移に相成候御手當、並に史館御書物等御引移しの爲に、土地御買入にて、租稅地に被遊候方可然奉存候、二に、瑞龍山の事、右は御先代以來御墓所にて、御引移し申上候は、不容易候間、是又土地御買入、御墓守一人、御山役人一人、御差置、御祭之御備御墓守へ爲

御任に而可然奉存候、三に、西山御隱宅の事、右は 義公御幽隱並御像御安置申上置候事にて、天下の人も遍く存居候御舊蹟に候へば、是亦土地御買入、是迄の通御居置き、御舊跡守り等御手輕に御差置可然奉存候、四に、 東照宮の事、右は尾紀様に而如何様之御處分相成候や、御問合せの上、御取扱被遊、 朝廷より御沙汰有

之候迄は、是迄の通りにて可然、若又萬一御引移しも不被成候而は、難相成義も候はば、好文亭御買入の地へ、是亦御手輕に御宮御造營御安置にて宜様奉存候、且唯今の如く宮殿御壯麗に相成候事は、駿河大納言忠長卿御好事より出候事に而、 烈公様御論も被爲在候事故、御手輕の方可然奉存候、五に、御家財の事、右は御寶刀御書籍、並に武庫に有之御寶物、御大切の御品柄を除くの外は、御改めの上、可相成は御家中は勿論郷中に由緒有之者共へは、偏頗無之、一躰に被下置候様仕度、諸藩々にても右様處分向も有之由風説に御坐候、尙又今日御拂物に被遊候よりは、一統へ被下、他日

の爲に人心を御收攬之方、第一の御恩徳と奉存候、近年御買入に相成候小銃等、 朝廷へ御納め相成候より、是又御家中へ賜候方可然奉存候、六に、御城中御差置御家財の事、右は直様何れへ歟、御移し置不被遊候而は、御不都合に相成候様、奉存候、七に、御廟御神主の事、右は是迄の通御差置相成兼候事、差見えに御坐候へば、東京御屋敷内へ御移しにて、御自祭被遊候方可然奉存候、御廟御造營の義は、悉く御手輕に被遊儀節禮文等御省減可然奉存候、八に、史館の事、右は今度御變革に付ては、御家祿も御減し相成候へば、是迄の人員にて編修は御六ヶ敷奉存候へ共、 御歴代の御精力を被爲盡候御書物之儀に御坐候故、何分人員を減し、此上は成功に相成候様仕度、就而は編修三人、正字二人、管庫二人位に而、一際勉勵致候は、追追成功の志類御上木も出來可申奉存候、尤地所の義は、前文にも認候通、好文亭境内へ是亦極御手輕に御出來可然奉存候、

未八月三日

二十四

かゝる折しも、大藏大丞渡邊清わたなべといふ人茨城縣令となりて、屬官を率ゐ來りて、ことごとく舊政をあらためるにき、此時に吾を茨城縣十五等出仕學校懸りと云ふにせられしかば、已む事を得ずその命をうけて、十五日ほど出たり、然るに其學校懸りといふもの、みな民より財を出させて、教へをしくの意にして、遽に此國に行はるべきわざならねば、吾この職にある事を欲せずとて、得出ざりけり、この時關新平のつれ來りし小林剛三は、吾同僚なりければ、屢來て出仕せん事をすすめたりき、さて此十五日ばかり出ける時に、吾と前に相對ひてあるものは、友人原田明善にして、後へに居るは野村鼎實なり、然るに剛三窃に余に語らく、烈公の建給へる好文亭といふもの、其地高爽にして、且景色にとめり、之を公園として、一國の公共物とせば可よらむと縣官内議あるよしなり、子はいかゞ思ふと云へり、余之を聞て心に憤りけらくは、この亭は烈公の作る處なり、此園は

公の民と樂を同ふする處なり、これをもて公園とせむには、古へより義公の徜徉し給へる處も、烈公の遊び給ひしみそのも、いともいとも賤しき奴どもの遊園となりなん事、いかゞあるべき、すべて此地を神社地として、かたへに遊園を被置宜しからんと、思ひにければ、吾前にある原田にも、後にある野村にも、此事いかがあらん、いと歎かしきわざならずや、吾は之をすべて義烈二公の神社地として、そのかたへに公園をおき、民をして之に遊ばしめば、公の神意に叶はん、義公の神像と烈公の神像は、好文亭に祭られ給へり、之を尊崇して神とせんは、いかにと云ひければ、その事行はるべきやと云ふに、吾答へて云らく、二氏にしてよしと云はゞ、之を計らばむと云ひて、彼小林剛三に告るに、關新平に語る事を以せり、小林少壯や、讀書ありて、義にいさめり、直に之を新平につぐ、新平云く、その故よしをかきて、渡邊縣令に示さば、事なりなんと云りき、既にして吾職を辭して家にありければ、原田より書おこして、其よし

二十五

記せと云へり、吾即筆をとりて之をしるす、其文は

議建設義烈二公神社狀

凡事固ニ成ルノ日ニ成ルニ非スシテ、形ナキノ日ニ成ル、事固ニ
 昔日ニ行ハレ難クシテ、今日ニ行ハレ易キモノアリ、昔 皇室ノ
 衰フルヤ、保元平治ヨリ後、禍亂相踵テ、君臣ノ義殆ト滅絶シ、内外
 ノ分大ニ紊亂セリ、皇天爲メニ英偉非常ノ人ヲ生テ、民彝綱常ヲ維
 持セシム、故ニ元弘建武ニ、楠新田等ノ諸氏、 皇家ノ爲ニ鞠躬盡
 力シ、永祿天正ノ間ニ、織田豊臣ノ二氏必ス王命ヲ奉シテ、殘暴ヲ
 誅鋤シ、徳川氏相繼テ、天下ノ亂ヲ撥シ、 天子ヲ翼戴セリ、其孫源
 義公世ニ出ルニ及テ、戰國ノ餘習未タ除カス、尊 王正名ノ義闕
 ル事アルヲ以テ、道義ヲ明ニシ風教ヲ植ルニ志アリ、即皇朝正史
 ノ闕逸ヲ患ヒ、天下ノ爲ニ墮典ヲ修メント欲シ、學士ヲ四方ニ徵
 シ、逸書ヲ遐壤ニ求メ、遂ニ大日本史禮儀類典等ヲ纂述シ、 皇統
 ノ正閏ヲ辨ヘ、君臣ノ大義ヲ明カニシ、尊卑内外ノ分、人臣正邪ノ

別ヲ正シ、上ハ 神武帝山陵修復ノ議ヲ興シ、下ハ忠臣楠氏ノ墓
 ナ表章セシカハ、濛々ノ雲霧ヲ排テ、赫々ノ太陽ヲ見ルガ如ク、天
 下曉然トシテ、 天祚ハ萬古不窮ノ 皇統ニシテ、 天皇
 ハ宇内無比ノ 至尊ナルヲ喩レリ、是レ天ノ此人ヲ生シテ、民
 彝綱常ヲ維持スル者非乎、然ラハ則今日勤王ノ人アリト雖モ、義公
 ノ此舉アラスンバ、誰カ又明カニ 王室ノ尊フベク、霸府ノ卑
 シムベキヲ知リテ得ン、故ニ曰事ハ固ニ成ルノ日ニ成ルニ非ズシ
 テ、無形ノ日ニ成ルト云フモノ、之カ爲ナリ、然レモ、天下兵馬ノ權、悉
 ク關東ニ歸シ、三百諸侯大槩其願指ニ供スルヲ以テ、權臣或ハ威福
 ナ弄シ、動モスレハ 朝廷ヲ輕侮脅制スルノ意ナキニ非ス、當時
 上野ニ高山正之アリ、天下ニ周游シテ義士ノ氣ヲ鼓動シ、下野ニ
 蒲生秀實アリ、皇朝ノ典禮ヲ明ニシ、 王室ヲ興復セント計リシ
 ハ、盖皆義公ノ風ヲ聞テ起レル者ナリ、義公七代孫源烈公、非常ノ
 英材ヲ以テ、大有爲ノ念ヲ抱キ、義公ノ志ヲ繼キ、神ヲ敬シ邪ヲ排

シ、忠孝無二、文武不岐ノ論ヲ唱へ、專ラ藩屏ノ職ヲ竭シ、朝廷ノ毗輔タランコトヲ思ヒ、神武帝二千五百年ノ期ニ、檀原ノ山陵ヲ修復センコトヲ圖リ、又蝦夷ヲ開拓シテ、北門ノ鎖鑰トナル事ヲ期シ、屢大計長策ヲ獻シ、天下ノ諸侯ニ先テ、既ニ勤王ノ功烈アリ、故ニ先帝亦深ク依頼シテ、神州ヲ富嶽ノ安キニ措ンコトヲ計リ玉ヒキ、然ルニ、烈公時ノ不良ニ逢ヒ、幕府老吏ノ爲ニ忌マレ、其忠憤慷慨ノ氣、鬱抑シテ發セス、徒ラニ志ヲ齎ラメ登仙セリ、彼高山蒲生ハミナ、匹夫ナリ、其事ノ當日ニ行ハレザル亦宜ナリ、烈公ハ一國ノ主ナリ、而シテ大ニ其志ヲ伸フルコト能ハザルハ、遺憾ナキニ非ス、然レモ天下忠義慷慨ノ士、ミナ其風ヲ聞キ其志ヲ感シ、雲合霧集シテ、勤王ノ說ヲ主張シ、遂ニ復古ノ業ヲ成シ、萬民ヲシテ朝廷維新ノ德澤ヲ被ラシム、是一人獨力ノ能爲ス所ニアラス、天下忠義ノ士、協心戮力ノ致ス所ト雖モ、恐ラクハ烈公奮發鼓動ノ力ニ非スト、謂フベカラス、故ニ曰、事ハ固ニ昔日ニ行ハレ難ク

シテ、今日ニ行ハレ易キモノアリトハ之ヲ云フナリ、嗚呼義公ノ義タル所以、烈公ノ烈タル所以、既已此ノ如シ、故ニ朝廷又追贈ノ賞典アリ、其恩澤實ニ深厚ト謂フベシ、夫聖王ノ祭祀ヲ制スルヤ、法以テ民ニ施セハ之ヲ祀リ、死以テ事ヲ勤ムレハ之ヲ祀リ、勞ヲ以テ國ヲ定ムレバ之ヲ祀リ、能大畜ヲ禦キ大患ヲ捍ク時ハ、則之ヲ祀ルト云ヘリ、楠新田ノ如キ、難ニ殉ヒ王ニ勤ム、其英風義烈、宇宙ニ磅礴セリ、祭ラズンバアルベカラズ、織田豊臣ノ雄才大略、皇家ヲ奉戴シテ、一世ヲ鞭笞シ、天下ヲ略定ス、祀ラズンバアルベカラズ、然レモ楠豊臣ヲ除クノ外、追贈ノ典、神號ノ賜ニ洩ルモノアリ、豈朝廷ノ闕事ニ非スヤ、彼高山蒲生ノ類ヨリ、戊辰ノ功臣ト、戰死ノ士トニ至マデ、王政復古ニ勳アル者、追贈神號ノ賜ニ與カレリ、而シテ獨リ義烈ニ公ニ至テハ、未ダ秩祀ノ典禮ヲ蒙ラス、是亦朝廷ノ闕典ニ非ズヤ、二公ノ如キハ、法以テ民ニ施シ、勞以テ國ヲ定ムルノ功アリ、而シテ之ヲ祭ラズンバ、恐ラクハ天下忠義慷慨

慨ノ士ノ志ヲ孤ニシテ、一公ノ神魂ヲ慰スルコト勿ラン、今日 朝
 廷ノ賢宰良弼、果シテ能茲ニ注意シ、我茨城縣神崎村偕樂園中ニ
 在ル所ノ二公神像ヲ以テ靈形トシ、神號ヲ下シ賜ハ、豈啻一國
 ノ士民鼓舞歡抃スルノミナランヤ、大ニ天下忠義ノ素望ニカナ
 ハン、況ヤ園地ニ隣接セル綠岡ハ、義公ノ嘗テ別殿ヲ構造シテ栖
 遲セル所ナリ、園ハ即烈公嘗テ民ト樂ヲ同フスルガ爲ニ設クル
 所ナリ、四至凡ソ四町ニ過キス、神境トスルモ誰カ大ナリト云ハ
 シ、且ツ其地西ハ筑波ノ高峯ニ對シ、南ハ仙波ノ湖水ニ臨ミ、其一
 艸一木、ミナ二公ノ遺愛ニ非ルハナシ、果シテ此祠堂ヲ神社トシ、
 馨香ノ祭奠ヲ致サシメバ、豈啻二公ノ神靈ヲ慰悅スルノミナラ
 シヤ、其儼然ノ儀容ヲ拜シ、山高水長ノ風ヲ慕フ者、安ソ百世ノ下
 ニ感奮興起シテ、力ヲ 王室ニ致サミルコトヲ知ランヤ、
 この文を認め、原田へ遣しければ、やがて野村へも見せたりとぞ、さ
 て心ある人々、この文を見まに、寫し取るものもありて、や、

くに縣下へ傳播せしかば、人々相應じ、かゝるわけにてあらんに
 は、誰しの人か力を盡さざらんやとて、いさみ悦びつゝあき柏うる
 市人も、山田もる賤男も、みなその志をひとしくして、兩公を神社に
 いつき祭らんとぞ願出たりける、この時區戸長一同連署にて、縣廳
 へさし出せる願書は、

舊藩西山贈一位源光圀、並に先主贈一位源齊昭、東國藩屏の任を
 受け、 天朝の御爲、鞠躬盡力仕候儀、不一方既に西山贈一位は日
 本史を修め、禮儀類典を編纂し、以て君臣の名分を正し、 朝廷の
 廢典を明にし、 皇家の爲め終身の勤勞巨多に御坐候得共、時勢
 不得已次第も有之、齋心して空敷下世仕候、七代之孫先主贈一位
 能其遺志を繼ぎ、益名義を正し、日夜報國之念不絶、天下忠義之士
 の先唱と相成、今日 朝廷御復古之御大業も乍恐功勞無之儀と
 も不被存候、就而は當今文明之化、御維新の盛運に膺り、廢典を興
 し忠孝を御表旌被遊候御時節、何卒二公勤 王之功業被 思召、

神號 宣下之御沙汰被爲在候は、當縣之士民は勿論、天下忠義の氣を鼓舞し、後來 王室に力を盡し候者の模範とも可相成奉存候間、何卒 天朝へ被仰立被下候様仕度、我我共初め縣下士民一同の志願に御坐候、仍而別紙存意書相添奉願候以上、○此に存意は上に記せる文と云へるを云へるなりと云り、

件の願書は、いまだ順序を経て縣聽へ出したるにはあらねど、一同協議の上、關新平まで披見に入れたるなり、然るに我友加藤木峻、東京より召返されし時、吾家に來りて物語りしける序に、存意書の草案を陰かに示したるに、こはいとよき事なり、愚も謀る所あらん、今夜一よ此文かし賜はれとて持歸りき、さて之をその同姓某貞次郎に示しけるを、某また某氏に謀りて、縣令にかゝる次第なれば、之を以て縣下人民の派黨を破るべしと申す、めたり、渡邊縣令の水戸に來りしは、専ら派黨の弊を破れとの、 朝命をうけたるにあるを以て、かくは申す、めしなり、かくてその明日に至り、先きに關の内見

に入れたる願書を、表向き縣聽へさし出しければ、縣令上下市街の區戸長を呼集めて、從來士民朋黨の弊を 二公に誓て改めんとならば、其趣を 朝廷に奏聞し、神にあがめ奉らんと由を諭されけるより、みな人くさくしに思ひまどひにけり、さるは 二公の御神徳を崇むるは、いとうれしきわさにはあれど、告諭の意による時は、吾輩の過ちを改めよ、それを改めざらんには、神號 宣下をは、請願はせじと云ふに似たり、もし然らば、 二公は神徳おはさるるなり、吾輩の過を改むるによりて、神と崇めらるゝなり、吾輩もどより過を改めじとはあらねど、その爲に神社を建るならんには、 義烈二公の忠精を尊崇するにあらざれば、 神慮も安くは思ほしめざるべしとて、人人憤りける故、縣聽にもいたく困しみたるなり、是當時にてありし某が、其功を僞さんとせむるに、是に於て縣令事の行はれよりて、此事殆ど破れなんとしけるなり、難きをさと、さきの意を改め、人をして諭さしめけらく、 二公の忠誠古今に卓絶の故を以て、 朝廷に請て神社を創建せんとする

なり、決而派黨の弊を破るが爲に神と祭るにあらざる由を了解せられよ、前言聊異同せり、この事なりければ、區戸長等縣廳と士民との意を斟酌し、さきの願書を少しく改めてさし出しければ、やがて取りけられたり、その文義は、摸範とも可相成奉存候とある下に、

殊に先主贈一位には、派黨之弊一掃致し度素意にて、度々命令も御坐候へ共、積年之陋習難除、教化之妨碍とも相成候處、昨年来夫々厚き御沙汰も被爲在、今般御歸縣後御説諭御坐候趣傳承仕、不堪感服奉存候、右之折柄神號 宣下相成候は、別而難有舊習汚俗を一洗するの端緒とも可相成候、

どの文を補ひ、我々共より御坐候までの文を削りたり、かゝるありさまなりければ、縣令いかに朝廷に申たてんも計り難し、されば縣令より願書をさし出す迄に、縣下有志者の意見を、參議西郷隆盛に申遣さんとして、原田より先日 of 存意書を西郷に寄する書面に作りてよ、と云ひおこせしまに、かの書の前後に、いさゝかばかり文

を加へて、原田に與へしかど、當時 朝廷にていはゆる神號と稱するは、神社の號にて古への神號にはあらず、 朝家にて我 二 公の功業を思しめされ、神號を賜はむには、尙更の事なれば、古制によりて神號を賜ふべく、西郷に申をくるこそよからめと思ひにければ、神號の説をも副へて、東京に遣すべくはからひき、

この時原田より件の文辭いかゞと申こされし書狀あり、左に記して參照に備ふ、

拜啓雪後一層之寒威相覺候處、愈御安健奉敬賀候、過日ハ昇堂長坐奉謝候、扱其折相願置候事件、如何に御坐候や、何と歎御工夫之上御認め被下候哉、相伺度奉存候、御さいそく申上候も如何には候得共、幸便有之候間、可相成は少しも早く遣し見申度旁、御程合相伺度奉存候、此段草々頓首、

十一月十九日

尙々西も相引き候處之意氣組處には無之、益盛之よしに御坐候、

尤暫時歸縣直に出府との事に承り申候、委曲追而可得貴意候、草々以上、

栗田君

原田拜

御直披

神號ノ稱ヲ古制ニ復スヘキノ議

今日 朝廷ヨリ神號ヲ賜フノ名アレドモ、其實未舉ラザルハ何ゾヤ、盖今日賜フ所ノ神號ハ、神社ノ號ニシテ、眞ノ神號ニアラザレバ也、古昔各社ニテ其祭神ノ名ヲ稱スルニ、二ノ例アリ、一ニハ神名ヲ其マ、ニ稱スルヲ、月讀神社、或ハ天穗日命神社、又ハ高御魂神社ノ如キ甚多シ、サテ其神名大方ハ、ソノ神ノ御威稜ヲタ、ヘシコトニテ、後世ノ人名ノ如クミダリナルモノニハアラズ、サレド是ハ上古質朴ノ風、後ノ例トハナシ難カラシ、二ニハ各神ノ御威稜ヲタ、ヘテ、美名ヲ稱セシコトニテ、漢土ノ謚法ニ似タリ、コレ今日功烈諸臣ノ神社ヲ定メ給ハンニハ、尤モ的當ノ例ナラン、ソハ

同神ヲモ、其社々ニ祭リテ、各其稱ヲ異ニセシコト、タトヘバ素盞鳴尊ヲ出雲ノ熊野ニテハ、櫛御氣野命ト稱シ、大日貴命ヲ、大和ノ三輪ニマツリテハ、倭大物主櫛瓊玉命トタ、ヘ、或ハ經津主命ヲ下總ノ香取ニテ、齊大人命トイヘルナド、神代ニハ數ヘ盡スベクモアラズ、カク神號ノ異ナルハ、其社ニツキテノムチトアル功德ヲ稱セシモノナラン、人皇以後ニ至リテ、鳴建角身命ヲ稱シテ、八咫鳥神ト云ヒ、磐鹿六猶命ヲ大膳職ニ祭リテ、高部神トセシナド、猶アレド、次第ニ古風ハ衰ヘテ、後ニハ 天皇々后ヲタ、ヘ奉レルノ外ハ、絶テ聞エヌコトニナリタリ、 持統天皇ハ大倭根子天之廣野日女尊ト申シ、桓武天皇ノ皇后藤原乙牟漏ヲ天之高藤廣宗照姫尊ト稱セシ等ナリ、サテ人臣ニハ全ク漢様ノ謚ヲタマヒテ、忠仁公、昭宣公ナドイヒタレド、其稱コソ漢様ナレ、功烈ヲ稱揚スルハ、ナホ上古ノ風ノ遺レルナリ、是ヨリ先 垂仁天皇ノ御宇ニ、八綱田ノ功烈ヲ稱ヘテ、倭日向武日向彦八綱田命ト賜ヒ、 仁徳天

皇ノ盾宿禰^{タケノク}ニ的^{イハ}戸田宿禰トイフ稱ヲタマヘルモ、生存ノ中ナガラ言ヒモテ行ケバ、ヤハリ上古神號ノ遺風ナリ、抑生ル者ニハ功烈ニヨリテ嘉名ヲ賜ヒ、死セルニハ其事業ヲタ、ヘテ、美名ヲオフセシハ、其子孫ハ云フ迄モナク、天下後世ヲシテ感欣興起セシメントノ
 列聖ノ尊慮ナルベケレバ、今維新文明ノ日ニ當リテハ、特ニ上世ヨリ王事ニ功烈アル武内宿禰^{タケノク}大臣、藤原鎌足公、和氣清麻呂卿等ヲ始メ、新田楠木兩朝臣、及毛利元就卿ナドニ至ルマデ、諸臣ノ功烈ニヨリテ、ソレノ神號ヲ賜ハリテ、天下後世ノ人ヲシテ景仰セシメ給ハンコ、我輩ノ尤望ム所ナリ、楠木毛利諸臣ヲ始メ、已ニ神社トナシ賜ヘルハ、實ニ千載ノ盛舉ナレトモ、或ハ地名ヲ以テ稱シ、或ハ社號ヲ賜リシノ、ミニテ、未タ神號ノ典ナシ、願クハ上古神聖ノ遺風ニ則リ、王事ニ功烈アル諸臣ヲシテ、其功業ニカナヘル神號ヲ賜ハリテ、延喜式ニ載タル羽束師^{ハツカシ}坐高御魂^{イマツカシ}神社、又ハ木島坐^{コノシマ}天照御魂神社ナドノ例ニナラヒテ、假令ハ香椎

坐^{イマツカシ}某命神社^{宿禰}、湊川坐某命神社^{楠木}、成朝臣^正ナドヤウニ、神號ヲ社ニカケテ稱シタマハンニハ、善ヲ盡シ美ヲ盡セルモノニテ、上ハ千載ノ墜典ヲ興シ、下ハ萬世ノ輝光ヲ發シ、天下後世ヲシテ今日文明ノ治ヲ仰キ奉ルコト、猶今日ノ神武景行ノ聖代ヲ仰キ奉ル如クナラン、然ラバ神號ノ典禮モ、亦古ニ復シテ、盛ンニ且偉ナリト謂ベシ、

かくて後、原田より西郷隆盛に、右の^書存意書狀並に神號の説を遣しけるに、西郷もいたく悦びつゝ、神號といふは、いかにもかくあるべき事なり、これ誠に古例ならん、然らば今より後朝廷より賜ハれる神號といふものをも、すべて古風に改むべきなり、然るに今さしあたり、二公の神號を賜ハラむに、いかゞすべきとの報道あり、と云ひおこせにければ、寛^{ひろし}かしこけれど、謹て考ふるに、西山の君はしも、東照宮の御孫におはして、天性學を好み、當時戰國の餘習をうけて、君臣名分の義明らかならざる事を患へ、倫理を明にして

たみて、往々賀筵を開き、國中の孝弟節義者を稱揚したるの類、みな風教を植るの事なり、當時の人佛法に溺れて、敬神の事を知らず、公此に於て延喜式神名帳に載する所の吉田神社、靜神社を修造し、社僧を廢して神官を置き、祭典を定め、樂器神寶を納め、又稻田神社間笠の領内の衰頹を痛みて、種々の物を寄進し、領内の藩祠三千八十八を除き、正しき社をば修復を加へ、新地の寺院九百九十七を除きて、破戒僧三百四十四人を諭して、平民としたるは、正道を掲げて邪説を排するなり、公少壯より老に至るまで、毎年正月元日に、直垂を着し、早朝に京都の方に向て遙拜し、我主君は　天子なり、今の將軍は我宗室なれば、思ひ違ふまじきなり、と近臣に諭され、年々　勅使下る時、邸中に來らるるを、使者もて報禮あるを無禮なりとて、自ら勅使の邸に往き給ひき、又嘗て歷代帝王山陵の荒廢せる事を歎き、朝に請て之を修むるの志ありしが、其事行はれずして止みたりとなん、また大風地震の時は、使を日光神廟に遣し、安否を問ひ、東叡

山増上寺また水戸の祖廟瑞龍の墓所へも使を遣され、精進の節は、一汁一菜の麁食にて、酒壺を封し、詩歌をもせられず、歸國の時はしばしも休ひ給はて、廟參をしたる類、　王室を尊み祖宗を敬ふなり、又貴となく賤となく、書籍を藏むる者あれば、家士を遠國に遣はし、零簡斷冊と雖收拾し、和漢の書をあまた集められ、常に云へらく、書を秘して門外に出さざるは鄙吝なり、朝家の故實を獨り傳へて家業とし、奇書を貯へたる名に誇るにや、果は蠹魚に損せられ、没家の故紙となり、火災に罹りて絶うせなん、されは、往古の書籍泯滅して、今に傳はらず、惜むべき事なり、我は繼往迎來の志故、望む人あらは、少も秘する事なく貸與へて、世に傳へんと思ふなりとて、彰考館を設け、日本の史記を撰ばせ、書物所を構へ、神書歌書禮典の類聚をはしめ、種々の書物を編修増補せられたり、其書いと多き中に、尤不朽の大典と云べきは、大日本史なり、故に其舛裁筆削みな親しく史臣と反復商議して、至當に歸し、元祿十年に百玉本紀成功ありき、年山記聞に、

神武天皇より後小松帝までの本紀、ならびに公武諸臣の列傳を、史漢の躰に撰ばせ給ふ、其中に 神功皇后を后妃傳に、大友皇子を帝紀に載せ、三種神器の吉野よりかへりたるまでを、南朝を正統とし玉ふなん、西山公の御決斷なりけらし彰考館の諸儒たちさまざま議論ありて、御顔ばせを犯したる輩もありしかども、これ計ハ、某にゆるしてよ、當時後世我を罪する事をしるといへども、大義のかゝる處、いかんともし難しとて、他の議論を用ひ給はず、とある

皇統を正閏し人臣を是非し、事に據て直書して、諱む事なきは、尤公の深意のある所なればなるべし、是史文の闕逸を歎きて、不朽の大典を作るの事なり、かの讓國の御事のいと尊きは、いふまでもなく、其他の事業みな皇道の爲に力を盡され給へるにあらざるはなし、かゝれば高讓^{たかじやう}味道^{みちのち}根命^{ねのみこと}と申奉るべく、景山の公はしも、文武の全才におはしまして、専ら 義公の遺志を繼ぎ、 朝廷を尊び幕府を敬ひ、忠孝節義を以て天下を磨礪し、神州の道を明にして、西土の

教をも捨ず、彝倫を明にして、妖教を排くるを主とし給ひければ、歴代 帝皇の太祖とます 神武天皇の山陵荒野の叢に在て、其處も詳ならず、拜む人さへあらざる事を歎き給ひ、古書を考へて修營の事を幕府に建議し、 光格天皇崩御ませる時も、絶て久しき謚號を上る事を窃に奏し請て、その御諡を定め奉り、弘道館と云學校を設けて、其域中に武甕槌神を祭り、また孔子廟を作り、我神聖の大道は神世の昔より始て、今に人々の蹈行ふ五倫なる事を知らしめ、又孔子の教ハ我御國の道の心に違はず正しければ、其教を資て、神道の羽翼とすべき事を知らしめ給ふを本として、藩士の族に、文武の業を勵ましめ給ひ、又武甕槌神を學校に祭る事は、公の言に、漢土の學校には、必ず孔子をのみ祭る事なれども、神國にて孔子をのみ祭らんには、 神皇を捨て、漢土に従ふに均し、神は此道の本にて、孔子の教は此道を助け弘むる爲なれば、先に神を祭りて道の本を崇め、次に孔子を敬ひて、此道の彌まし盛になりぬる由を示すべし、此

道の源は、畏くも　天祖皇孫より起りて、代々の　帝を歴て、ま
 すく明になりぬれば、神國の學校にては、　神皇を崇め祭り奉らん
 こそ、孔子の道にも叶ふらめ、されど其は　天朝にて學校を修め給
 はん時の事なり、人臣としては、　天子を祭る可らざる事聖人の禮
 にて、延喜式にも其由みえたり、　神皇の大業を助けたる神を祭り
 なば源に遡りて、本に報る道にも叶ひぬべし、我常陸なる鹿島の神は、
 皇孫降臨の時、大功ありし神なれば、此神を鎮坐し參らせんとの
 事なり、また仰せられけるは、天文の頃より遠西の夷狄、邪教を弘めん
 とて、神國に來りしを、織田豊臣二氏其害を喻り、之を除かん事をはか
 りけれども、根を絶に至らざりしを、　東照大猷二公嚴制を立たりし
 かば、西洋の船帆影だに見する事もなく、邪宗とだに云へば、兒童走卒
 も其教のあしき事と知りたるは、明君の治と申すべし、然るに魯西亞
 は蝦夷地を侵し、英吉利は海上に乗廻り、大銃を放て漁民を劫す事あ
 るを憤りまして、　東照大猷二公の舊典を修め、　皇國の武勇を

海外に輝すべし、其之を防ぐの術は銃砲船艦を備へ、萬人心を一つに
 し、力を合せて　神國を守るべし、天下の蒼生一人も残りなく失せ
 ぬるまでは、　皇國の地は夷人に踏ませじ、と思ふべし、また蝦夷の
 千島は正しく　神國の地にて、古へより歌にも讀る許まかの地なるを
 魯西亞漸々に強大になり、千島にわたり來て漁獵をなし、隙を窺て年
 々に南方に志し、東西蝦夷まで寄來りなは、大患をなすべし、此事切
 に考ふれば、寢食をも安じ難し、　大猷公の言に、　神國の地一寸た
 りとも、夷狄の爲に取らるゝは、　神國の耻なり、と宣へり、千島の事
 は天下の爲に患ふべき事なりとて、魯西亞また蝦夷の事記せる書
 籍、數多讀考へ、御自ら書き記して、深く心を用ひ給ひ、山海二策と云
 書をも著し、また幕府にも上書して、其事を論まわひ給ひ、また世の人學
 問とだに云へば、漢土の事のみ心を用ひ、　皇朝の事を疎そにする
 事を歎き、神代より以來、宣命祝詞の類、また後人の假名文かみなぶを集めて、
 八洲文藻と名け、　朝廷に献り給ひ、海外と交を絶たう時は、藥品に乏し

からん事を憂ひて、衆醫に命じ、我國古來の藥方を纂修せしめ、また公園に藥草を植しめ、皇國にあらゆる草木花實を寫眞せしめて、其品物を記載し、また敬神錄を編て、神皇敬神の義を明かにし、息距篇を著して、妖教の國家に大害ある事を述べ、祖宗の遺志を繼述せんとしては、明君一斑抄を著ハし、自らの心事を陳べ給へるは、不愠錄あり、皇室を盛にし奉り、佛寺を破却して、神道を明にせんとし給へるは、大極論あり、其他著作甚多し、

大極論の略に云、王室家は古昔に復古せん事を思ひ、又左なきは、王室家を惡みて、種々の説を唱ふ、さて復古ハ君臣の大義に似たれども、文武一致し難きが故に、復古する時は、文に過ぎ武衰へ、又々天下の難事起る事、鏡にかくるが如し、されば將軍權ある様なれども、惡ければ將軍を怨みて、天皇を恨る者なければ、是王室の全き所以なり、王室家も此處を發明すべきなり、一牀武士は質素を守り、公家は文道備はらばよき事なり、中世以來、萬民困

窮するに、游民の僧侶多く、以前の如く大伽藍修復すれば、天下次第に困窮する也、我天皇の大内裏さへも出來ぬは、嘆敷事なるに、大内裏なくても、御事欠にはなる間敷と云人もあるべけれど、一天下の君の大内裏なくて濟程ならば、夷狄の佛像を置伽藍は尙ななくてもよき事也、釋迦藥師の利生あるにもせよ、伽藍の大小にはよるまじければ、佛像を入おく小屋だにあらば足べきなり、右様の寺々多くなれば、將軍家にて質素の政をするも無用に屬し、惡政とは知ながら、金銀吹替までに至り、物價ますく、貴きに、公家は天正より今日まで同じければ、物價の爲に難義する事知るべし、天皇の御側近く勤むる者、窮迫して、賤しき心になり、家職を忘るに至るは、不相濟事也、依而考ふるに、宮門跡を歸俗せしめ、夫々祿制を定め、大小名國々の寺々の領地を減せば、上は今上の御爲、將軍家の御爲になる大仁政は起るべし、然れば親王は三千石、攝家は三千石、華族は千三百石より千石、大臣家は五百石、日野

廣橋鳥丸勸修寺小瀬高倉船橋吉田は千百五十四石より七八百石、また四百石に至るは、故あるべけれど、公家の内、本家本家は五百石、連枝くは三百石、又其内忠義の家は七百石、千石にもすべし、輪王寺の宮を初、王孫にましくながら、異端の道を學なび、夷狄の服をかけ、夷狄の像を本尊として拜し、偽を以て天下の人民を惑はし、金錢を貪り給ふ事、天照皇大神宮御初の神慮に叶ふべきや、されば法親王初、不殘歸俗せしめ、准親王と唱へ、攝家門跡も同様にし、法親王は准親王とし、攝家門跡は准攝政とし、千石より五百石、つつも賜はるべし、一躰御所へ穢らはしき、異端の坊主近づくへき筈にあらざれども、仕來りにて致し方なし、故に御神事の節は、今も出家を御所へは入れぬ事也、されど今上帝は則天照大神の御血統にて、生神なれば、御所へ穢しき出家を入給ふは、不祥なれども、宮寺を始め出家を御所へ不入ば、御一生御目見もなき姿なれば、據なく御入になれ共、皆々御歸俗にならば、

天照大神の神慮にも協ふべく、公邊大小名の爲にもなれば、東照宮の尊慮にも可叶、今上に於てなされずんばあるべからず、將軍家にもなされずんばあるべからず、出家初も日本へ生れ出たる上は、御所公邊を初、國主領主等より下々の爲に相成義は、勘辨せずんばあるべからず、扱又將軍家より御朱印ある寺々を初、日本國中一圓歸俗せしめ、右の地を以て齊昭の愚算にて割付は、親攝御初公家共迄の潤になり、其餘□萬石を禁裏へ附られ、萬の上にて一格を設けて、文字なきは十或廿などの數字を埋むべき爲なれど、御草稿の時、未だ其御算當らざるを以て、除かれしものなるべし、此大極論は反故の裏に書、位田職田となし給ふ時は、人々の勵も格別なるべく、公邊の御收納も加し、大小名初も末寺くの除地等收納となれば、爲にもよく寺格によりて住僧を士にも郷士にもしてつかふ時は、有用の人も加し、村々の難義も除け可然事也、是迄は宗旨改を以て、人別を知る事なるが、以來神國の義は、氏子改にする時は、何の差支もなき也、我神國に生れな

から、神國の道にたがひ、且手足をも勞せずして、口先にて人を欺き居ながら、金穀をかすめ取、釋迦達磨等の主意に背き、樹下石上の意をわすれ、民の艱難辛苦して作り出せる米穀を、飽まで食ひ、外へは一食二食杯いひて、聞えよき様なれ、三度の食をため食して、二度に食ふといふ迄也、夫のみならず、衣裳の奢をなし、又下様の出家は、肉食妻帯し、我子を人の子の如くにして、其寺を相續さするもありと聞く、只頭をまるめ、夷狄の服を着し、僞を以て人民の金錢を貪る計が、出家の様にて、ていよき盜賊也、さて其寺院といへば、壯大の伽藍を造り、夫が爲に山林も淺く成行、川々も埋り、天下困窮して、御所を始め、將軍家の御城迄も、昔の如く良材にては出来ぬ事にて、諸大小名初下々は尙之事也、且僧侶あるが故に、萬民より寺々へも夫々貢すれば、主君を二重に持が如き故、民も窮迫する筈也、神祖切支丹を防ぎ給はん爲に、諸宗を用給ふは、一時の御良策、奉感服事なれ共、一時の良策を、萬代不易持張給

ふべきにはあらず、東照宮いまし給はゞ、今迄には止給ふべき事也、人々本朝に生れ出ては、我神國の道を學び、我今上を奉仰、將軍家に順ひ、此神州を萬々代迄も安全と守らずんばあるべからず、されば將軍家にて、台徳公御代天海坊主の邪智に心附給はず、宮門跡を彼が附弟とし置時は、萬一非常の事ありとも、日光の宮を以て、今上と定れば、朝敵にはならぬよし主張したるに欺かれたるにや、其事成就したれど、予今是を思ふに、全く天海の邪智にて、日光の宮を附弟とし置、萬一の節今上とならんには、已師祖の事故尊ばれん、と深遠に思ひたくみたる者なるべし、されども予つらく思ふに、非常の事あらんに、天海の云し如く、日光の宮を今上と定て、今上に弓を引者あらば、日光の宮くるめ朝敵なれば、有志の武士誰かはかゝる叛逆の人に組すべき、其上宮家にて、今上へ弓を引て朝敵ならずば、三家三卿初、將軍家へ弓を引べく、其連枝々々三家共へも弓を引べし、況や他の大小

名に於てをや、如此は大亂の道といふべし、其大亂の道たるべきを、常々設置給ふを、正道とはいふべからず、さて正道になき事ならば、止給ふべき御事ならずや、扱又非常の節、今上とし給ふ義御用なくば、何程我 東照宮尊くましますとも、我主君家の宮を坊主となし、夷狄の服をかけしめ、堂守とし給ふは、如何なれば、止給ひて、神祖の御遺言の如く、日光も唯一に祭り給ひ、御直に被仰付たる事なれば、榊原を神主と定給ふが、神慮にも協ひ給べき御事也、又兩本願寺等、夫々に祿を給はり、公家にし給ふがよき也、もし武用勤度好ならば、二三萬石づゝも被遣、武家にし給ひ、武用の事のみ心得させて可然御事也、右様相成時は、大内裏を造營し給ふ共、諸國の寺々の伽藍千分が一にも、財用は不費事なるべく、親攝初公家共の潤にもなり、且又位田職田等を古昔の如く給ひても、其餘分莫大にて又寺々の撞鐘つづね濡佛ぬぼつ等を初、佛器佛像を以て大統になし給へば、御武備も十分御手厚く、又其餘分もあらば錢

に鑄給へば、萬民の潤と可相成、又僧侶を還俗せしめ、手足を勞せずして、衣食を用る人減る時は、米穀も多く、飢饉等の御貯も十分に成べし、今かく改んには、其本山々々初、我神州へ生れ出なから、先祖代々の大恩を蒙りし事をも忘れ、釋迦達磨等が樹下石上の意をわすれ、名は家を出るの名目を唱ながら、俗にもなき程の大伽藍を作り、剩へ國々の害と相成り、益にも立ぬ堂塔大佛杯つくり、日日撞もせぬ鐘などをかけ、只愚民を欺き、金銀を貪る爲に設る者なれば、此處をもとくと考へ、本山初一統本朝の道に叶ふ様すべき事也、且世の中も追々開け、異端の佛事を實の道と思ふ愚昧者は少けれども、今は八宗門中になくて不相成定故、無已寺々へも貢く事なれども、氏子改に相成り、天下の佛事止む期に至らば、誰か寺々へ貢く者あるべき、されば法親王は、天照大神の神慮に叶ふやうにし給ひ、攝家門跡等も右に准じ、公家となりて、御子孫長久なる様有たき御事にて、其外末寺々に至りても、人と生

ながら、本朝の大恩をわすれ、異端の道を信すべきにあらざれば、心を改人と成て、其先祖々々の子孫を後世に残す様にありたき事也、後なきは不孝の至りと唐土にてもいひ、又五刑の類も不孝より大なるはなしといへり、唐土にてすら如此、況本朝に於てをや、夫共に心底愚昧なる者にて、神國の大恩をも不思、佛道を實の道と思ひあやまり、我皇國に生ながら、神國の道に違へるをも異端とも不思して、歸俗を嫌ふ坊主も有は、其身一生坊主にてさし置、能異端の如法如戒を守らせて、聊違へぬ様させ、極樂もあらば、勝手に行するがよき事也、心あらん人は、たとへ極樂あるにもせよ、死後夷狄の佛とならんより、生る中我皇國へ忠を盡すべき事ならずや、無益の佛器佛像大伽藍等こぼちて、天下の人をふやして、外夷を防禦すべき事ならずや、とありて、其佛寺を廢したるものを以て、親王門跡公家等へ、職田位田を賜ふの石高佛像佛器を毀ちたるものを以て、錢を鑄、又大砲を造るの計算等悉くあるなり、

れと煩しければ省きつ、公の至誠赤心天下の爲にし給ふの英略、之を以て其萬一を想像し奉るべければ、此に付て後人に告ぐるなり、

この時、公の擧用せられし文武の諸士、各々其材力を盡したりしかば、天下諸藩、水戸の學風を尊び、尊王攘夷の説、一世の輿論となるに至り、畏も孝明天皇は、其忠誠を感じて、深く公を依頼し給ひき、要するに公の深意は、神州の威武を奮て、國家の藩屏たるにあり、また時ありては御自ら東建男と云ふを戯れに稱號とし給へる事も、おはしければ、押武男國御楯命と申奉るべくぞ思はるれど、朝廷にてなほ嘉號を御撰み賜はらむには、いともかたじけなきことなり、今は唯かくもあらば、古禮にかなはむと申遣はせしに、此時西郷歸縣の願を差出したる折柄なれば、事行はれ難き歎と思ひしかど、西郷もこの意味をば、我歸縣の後も、土方大内記に申ふくめにたれば、此方より申遣はせし如くに行はるべしとぞ、云おこせにける、

此時縣令より書を 朝廷にさし出しけるに、烈公行實をも副
 て獻りしは、さきに吾加藤木叟に語らひたるに、よれるものな
 りその由は、峻叟書狀にもみえたり、其略に云々失敬仕候、仰之
 通り、烈公之御行實、宋元(桑原氏)の事、所持之本、同姓借用、夫
 を手入致し、差出候事、由、尤令參事へ入、披見候處、大に得意に而、
 早速差出候様云々、願書と合せて差出候に、何れも同姓昨日、
 奔走に而、津田等始め、寄合、昨深更迄に、大跡成功之、様子、實は、下市
 貴君始へも、篤と御相談に、而、可取計之處、今朝迄に、差出候に付、迎
 も、彼是致候、而、は、間に、不合、故、右之處、は、私引受
 に、而、御詫可申上積り、宜敷御推恕可被下云々

縣令の書は、
 夫茨城縣ハ、尋常容易ノ能治ムベキニ非ズ、其情ノ曲折、先般上書
 奉嘆願シ處、忝ナクモ臣清ノ微衷御洞察御採用被爲、在、感喜不置、
 再ヒ縣地ニ馳セ、首トシテ
 聖恩皇化ノ趣キヲ説キ、更ニ從來弊習ノ因ヲ叩キ、或ハ責メ或ハ
 撫シ、懇ニ示諭ス、於是人民始テ黨派ノ弊ヲ悔ヒ、專意以テ
 朝旨ヲ遵奉セリ、既ニ其義ヲ知り、其理ヲ解シ、益舊藩主贈從一位
 源光圀、贈從一位源齊昭ノ志ヲ追慕シ、二公ヲ此土ニ祭祀シ、以テ

悔悟ノ誠心ヲ固クシ、永ク二公ノ遺訓ニ隨ヒ、舉テ國家ニ盡サン
 トス、其情狀默止シ難ク、別紙願書謹テ執奏ス、抑モ二公ノ
 朝廷ニ於ル功績灼然可見、之レ追賞贈位ヲ賜フ所以、又議ス可ナ
 シ、而シテ其本ニ厚キ者ハ、移シテ以テ
 朝廷ニ致ス、一必セリ、幸ニ仁恕ヲ垂レ、御允裁アラバ、管下ノ人民
 特ニ感奮ス可シ、臣清亦此ニ於テ大ニ
 朝旨ヲ更張スル處アラントス、依テ二公ノ行實書、合シテ奉呈ス、
 懇願ノ至ニ堪ス、臣清誠恐誠惶頓首謹言、
 明治六年三月 從五位大藏大丞渡邊清
 別紙願之趣被聞食候儀ニ御座候ハ、本縣市外常磐村ノ内、風景
 絶勝ノ地アリ、齊昭在世中園ヲ此ニ開キ、偕樂園ト號ス、境内光圀
 齊昭ノ祠堂アリ、依テ右二靈ヲ合シ、常磐神社ノ號下シ賜ヒ候様
 仕度、此段奉願候謹言、

明治六年三月

渡邊大藏大丞

さて渡邊縣令、右の願書をもて、朝廷に奏聞し、神號 宣下御聞どどけになりける時、土方氏より縣令に神號はいかにと申されたりしが、令も神號の故實をば知らざるを以て、常磐郷に創建の神社なれば、常磐神社にてしかるべく、と申建しかば、土方もせん方なく、て口をつくみたりとぞ、かくて史官よりは、件の願書に左の如く記して渡されたり、

願之通



史官之印なり

明治六年三月廿七日

この事徳川從四位公にも申出て、縣下人民にもふれめぐらし、やかに祭奠の儀式調度をもとり調へ、御祠堂を神社に擬し、御祭り行はるべくものしたりける折しも、その祝文をば、寛に命ぜられたり、然るに縣廳よりかゝる意味に祝詞を書べしとの事なりしが、一躰は

從四位公を東京より御招き申て、此御祭の祭主とし、縣下士民を御祭に打つどはしめ、今より、後 二公に誓て、派黨の弊を破らんとのはからひなりければ、有志の士族ども、こは我舊主君を神前に招きて、士民と共に誓はしむるものにて、春秋城下の盟とやらんに同じきさまなり、城下の盟は春秋の耻る所にあらずやとて、みな人憤りにき、かゝりければ、從四位公には、御下縣なくて、御名代石川信義をもて祭儀を行はしめ給ひき、當時の祭式 祝詞 神饌調度類、すべて古禮にもとづけり、祭日は四月六日を用ひ、縣廳より縣下に令し、六日は士族七日より十日までは、庶民に參拜を許さる、當日參拜の士族には、神酒赤飯を賜ひ、七日より官員は假小屋を設けて、各神酒赤飯を饗す、この時の祝詞は

常陸國茨城郡常磐郷神崎村乃 偕樂園爾 祠堂立豆、我親御祖從一位
 贈大納言光國君從一位贈大納言齊昭君二柱乃 御像平、御靈代止
 座奉里、御跡繼多 御胤子從四位源朝臣昭武家子止 仕布、石川信義

之父母を慕ふ如く御待申上候程の事に御坐候處、御下國不被爲
 在候は、無餘義御次第に御坐候へ共、此後に至り御血胤の上、公
 御祭儀にも御關係不被遊候様にては、人民仰慕之情を孤に被遊
 候のみならず、乍恐 兩公の神靈にも御安堵被遊間敷、且 朝命
 を御奉違被遊候御大義に於ても、如何に可有御坐候や、と苦慮仕
 候間、何卒此後の御祭儀は勿論、今度の祭典御用途、總而御辨し被
 遊候様仕度奉存候以上、四月栗田寛此の添天保中 烈公御自作
 被遊候、寒水石の御神主、是迄假に好文亭中對古軒へ御安置申上
 置候處、今般 朝廷より社號下し賜候に付而は、新に神社を御造
 營御遷坐之節、一同御神主も御遷し申上候而可然様奉存候、依而
 此段奉伺候以上、此添書は好文亭守り役曾川愿より問合有
 かゝりけるに、公より御答に、神社造營の後、御神主遷座の事は
 申までもなけれど、神社のいかなる處に、御安置可然やとの義に付
 き、又申けるは、烈公尊慮の事はわきまへ奉らざれども、御像の御

後、に棚を設けて、御安置申か、或は 御像の御腹に納めたらば、宜し
 からんと申けるに、然らば何れにても、時宜により計らへとの仰な
 りき、されど萬一 神慮に叶はさらんには、憚りある事なりと思ひ
 ければ、管庫奥谷萬五郎に、館中に 尊慮を認めたる御書類なきや、
 と尋ねしに、總裁の封印ありて、他人見る事を許さざる一筐ありと
 て、持出たるを、畏くも開き見るに、烈公より史臣に賜へる御筆數
 通あり、其中に天保十二年辛丑九月三日、青山量介、會澤恒藏、青山量
 太郎へ下されし御手簡の奥に、

二白、我等泉客と相成申候は、兼而萩谷へ申付認させ置候肖像、
 各へ預け置申候へき、右を木像にいたし、但畫像には野劔無之候
帶候様は、同人へ申合可然事、此自作の神主を腹籠に成ともいたし
 借樂園の樓へさし置可申候、床の裏杯可然、尤何れにても園中に
可然と存候様、いたし可申候事、死後人々の倭歌唐歌、又は管絃
 等をも承り樂しみ候意也、

とあるを見出て、座にあり合ふ菅政友、奥谷萬五郎に示しければ、何れも打驚き、奇なり妙なり、子か前日公へ申上たると、符節を合せたるが如し、是子が言るにはあらず、實に神の子をして言しめたるなりと云ひき、余も其言の神意にかなへるをうれしみ思ひて、そのるに感涙を濺たりき、扱件の神主はいかなる御製作ぞと、皆川愿に問合せけるに、表面には源朝臣齊昭神主と八分にてしるし給ひ、その背面には國民と偕に樂しむころかな、今をむかしの忍ぶ世までも、さかりなる梅はちるともかくはしき、にほひを世々にとゞめざらめや、とゑらせ給ひたりとなむ、その後いくほどなく、公にも御下國なりて、御親祭あり、時に神號宣下の事は、烈公兼而我百歳の後神を以て謚號とせむと仰せられし故よしを書まいらせて、御素意に叶はせられしならんと申し奉りけるに、其夜菅政友と寛及奥谷を召して、酒肴を賜ひ、今度の朝命ありがたき事也、神意にも叶ひぬらん、但神號は寛が素意には叶はざるべけれど、時ありて

又奏請もすべきなりと仰せられき、此時書まいらせける書は、

義烈兩公 朝廷より神社號御濟せに付、御下國御親祭被爲在、自今以來、神に御崇敬之義、誠以恐悅奉存候、扱先日之呈書にも、烈公兼而の御素意に被爲叶候と申上候儀は、烈公御在世之砌、楊進介御前へ罷出候節、百歳の御後吾爲に謚號を撰候時は、何と云文字を用ひ候積りに候や、との御意に付、恐入候而御挨拶も不申上候内、神と附候而は如何と被遊候故、公の御事業神と申上候而も宜敷儀には可有御坐候へ共、神と申は聖人に而も及兼候程の文字に候へば、如何可有之や、漢土の例中興の君と申者は、定或は宣の字を附候へば、宣字杯可然やと申上候處、成程尤に候へ共、神聖之神と見不申、神の字を軽く見て、矢張神字を附申度と被遊、御側に在合候半切へ、神の字三ッ程御認め御見せ被遊、吾百歳之後に至り、汝よく記憶致居候様にと、御意被爲在候而、御認め之字は、御前の火爐に御投し被遊候由、兼而進介より私共へ咄しに御坐候

而、此儀は 貞芳院様御同席に而、御意伺候趣承知仕候、尤神の字御謚號には御附き不被遊候へ共、今日に至り、朝廷より御尊崇被爲、在候事實に以て尊慮に被爲叶候義と奉存候故、申上候事に御坐候處、尙更委曲之儀御承知被遊候様にと奉存候付、此段申上候以上、

爰に社地を常磐村借樂園の東に相し、疆域四至を定め、荆棘を闢き高崖を平け、竹木を集めて堤堰を築き、大材を擇て鳥居を設け、梅林鬱紆の間に神殿を創建す、當時舊藩士族の子弟、公德を仰慕の餘歡抃歌謳して役を執る、日毎に數百人、竹木ある家は之を伐て、其宅前に束ね置き、以て構造の用に供ふ、然るに上下市士族の家々に備へ置く竹木數萬束を、子弟共簇り來て、車に載せ、夕に曳て社地に至る、其迅速神の如し、郷村の民亦群集し來りて、役を助けむと請ふ、即隊號を定めて、順次に事に従はしむ、是亦日々に數百を以て數ふ、是を以て日ならずして工を竣ふ、其軒楹の擧るは鳥の翼を張るが如

く、堂構の正しきは、矢の斯棘そとげかなるが如く、千木あり堅魚木あり、實に輪奐の美をなせり、七年五月十二日に及びて、二神を假殿より神社に遷し祭るの式を行ふ、この時予 朝命を以て東京に至り、教部省の出仕となり、特選神名牒編纂の事にあづかる、縣地より遷座の式を作り、祝詞を書いてよ、と云おこせられたれば、則之が草稿を送りぬ、その儀節の草案に云く、

祭ヲ行フノ前日、神殿ノ前及鳥居等ニ忌竹ヲ立テ、竹ニ注連ヲ附ルナリ内陣ニ神座ヲ設ケ、幌ヲカケ、簾ヲ垂レ、外陣ニ幕ヲ張り、注連ヲ曳キ、階下ノ左右ニ大賢木及旗ヲ建ルノ設ケヲナシ、縣官ノ幄座、從四位殿ノ幄座ヲ設ク、○大祓ハ當日祠官以下、神殿ニ參集シ、先ツ祓座ヲ設ケ、祓ノ贖物ヲ陳列シ、次ニ祠官等威儀ヲ整フ、次ニ祓禊ヲ修ス、次ニ座ニ就ク、次祭ニ預ル者神殿ニ進ム、次降神行事、次奏樂、次神饌、次祝詞、次大麻、次盥湯、次奏樂、次神饌ヲ撤ス、次昇神行事、次贖物ヲ撤ス、次退手、○大殿祭

ハ、先ツ神殿ヲ裝束、次祠官等威儀ヲ整フ、次神殿ノ座ニ就ク、次祭ニ預ル者神殿ニ進ム、次神座ヲ設ク、次奏樂、次神饌、次祝詞、次再拜拍手、次散米行事、次奏樂、次撤神饌、次退手、次各退座、○遷宮式ハ祠官以下祭ニ預ル者各威儀ヲ整ヒ、御扉ヲ開キ、各假殿ノ上に至テ再拜拍手、次奏樂、次再拜拍手、次奏樂、次神饌等ヲ撤ス、次ニ神幸ノ路次ニ荒菰敷ク、此間供奉ノ官以下、白丁ニ至ルマテ階下ニ列立ス、行列ノ次第、第一御櫛左右各一、○上枝ニ曲玉、第二御旗一青絹一薄紫一紅絹、第三御鉾左右各一、第四弓箭各十、第五樂官奏樂五管、第六神輿西山公、第七神輿景山公、衣垣ヲ神輿ノ周圍ニ曳ク、第八ニ御太刀各一、第九御鎧櫃、第十神馬、二第十一祠官以下供奉官扈從シ奉ル、次ニ鳥居ニ入ルニ及テ、諸官立止リ、樂官音樂ヲ停ム、次ニ祭ニ預ル者、神殿ニ昇リ、神輿ヲ昇キ、内陣ニマセ奉ル、次神寶等ヲ殿上ニ排列シ終テ、各一拜、次奏樂、次神饌、次幣物、次祝詞、次祠官以下各玉串

ヲ執リ、進テ拍手四度シテ一拜、又拍子四度シテ一拜ス、次奏樂、次神饌ヲ撤ス、次供奉官神酒ヲ賜フ、次退手次退出、事終テ、從四位殿幄座ニ就キ、玉串ヲ執リ、進テ拜殿ノ座ニ就キ、玉串ヲ机上ニ置キ、拍手兩段四度ツ二度一拜、次奏樂、次幣物、次奏樂、次祝詞、次公子玉串ヲ執リ、進テ机上ニ置、拍手再拜同上、次神酒ヲ賜フ、次各一拜各退出、縣官來拜スルキハ、樂官奏樂、其幣物ノ如キ適宜ニ任ス、拜揖終テ後、神酒ヲ賜フ、參拜諸人群ヲ成テ、神庭ヲ汚スノ恐レナキヲ能ハ、○當日ノ供物ハ、第一神饌土器ニシテ、宜ク人ヲシテ、警察セシムベシ、第二御汁物鮭筒切、第四生魚四種鮒、鰯、鱈、鱈ノ類、第五干魚四種、第六密柑、打鮑、餅一重、柿、第七鳥二羽、海苔、昆布、堅魚、長芋、第八神酒、御肴魚肉ノ平切、大海老、などにて、然るべきか、なほ遺脱もあるべければ、よきにもものせよと云送れるのみにて、其祭にあづからねば、いかに行ひたりけむ詳ならねど、大かたは之に違はぬなるべし、その時の祝詞は、

常磐能神社乃二柱乃神能御前仁恐美恐申久此乃宮所波東能
 潮之八百重乎見遙志南能山能筑波嶺乎見望之朝日乃來向布宮
 夕日乃日照宮千代萬代乃宮常磐堅磐乃宮所止定賜豆鎮坐須二
 柱乃神波之皇大朝廷乃御爲仁清久雄々支志御心乎振起之坐豆
 勤美之勉女思慮奉流事波同共其功業乎且々毛稱申婆左前乃贈大
 納言乃君波御兄乃君爾先世嗣止爲坐流事乎深久憂比坐天國
 讓里爲賜與閉流古乃狀乎記御史不在波思食豆國々與博士徒乎
 召集比天下乃所有書籍等乎集天大日本史乎著之現御神止大八
 洲國治看天皇命乃御世々々乃大御世嗣乎始豆臣等乃是非仁至
 留迄玉椿都婆良々々々爾記志給比禮儀類典止云書乎輯天每年
 仁行賜布神事乃御儀朝廷爾物爲種々乃禮式乎著志石上古幾文
 辭乎神習爾習波令止爲豆日本紀古事記萬葉集乃歌乃註釋乎記
 志賜豆學問乃道爾比類無幾御功業乎顯波給比後乃贈大納言乃
 君波志高天原仁坐皇大御神乃大御德乎始天始乃御世乃御世々々

々天皇命乃遠都御世乃御世々々乃古事乎眞澄鏡乃眞明仁見明
 女坐之明倫歌集乎撰天人道乃務牟可事眞世仁令知給比物學校
 乎設而盛仁皇國乃高久尊久諸夷乃國乃卑久賤支理乎甘爾悟志
 世乃學問徒蟹我行成横左萬說爲豆内乎外止爲外乎内止爲須其非
 乎令正賜比息距篇乎作豆外國乃邪說乎未萌仁可防由緣乎知志
 賜比蝦夷島乎開拓豆隣國乃侮乎不受止健久雄々幾倭心乎振起
 志國乃御楯仕奉止良牟憤里賜支故二柱乃撰止撰備書止書志書乃
 卷々爲止爲賜流事乃每事言繼語繼風乃音乃遠音仁聞傳不流心
 智久直幾類波成所思受憤里泣悲美起舞手拍打咲樂天其德風乎
 慕奉仁流因天朝廷乃大御爲仁心乎盡志誠乎致須人毛自良起爾
 多禮當昔二柱乃神乃御心毛志百我一毛世仁行禮不給在經爾
 乎新代乃御政萬昔仁復仁合世二柱乃神乃御心乎惠給比憐給比
 於牟迦志美給比社號乎賜波令祭給事乎國內乃百姓仁至迄嬉美
 喜比保宮地爾參集來豆百杵乃八百杵々樂仕奉里奧山乃大峽小峽

仁立流木平齋斧以豆伐里運比齋鉏以豆齋柱乎立天天之御薩日
 の御蔭止造仕奉流瑞乃御殿爾遷之齋比奉止為月我中爾月乎
 撰美日我中仁日乎撰美朝日乃豐榮昇仁其事為始且神乃御前仁
 祈乃禮自止獻流幣帛波奧山乃五百枝賢木乎根堀持來豆青和幣
 白和幣爾五百箇乃曲玉乎取着見明須物止鏡打斷物止御佩刀射
 放都物止弓矢仁荒妙和妙袁取副閉、取机爾置備且今日之御饗
 止奉物者洗米堅鹽鮑堅魚白酒黑酒乃甕於高知里甕腹滿竝且大
 海原仁住物波、鰭乃廣物鰭乃狹物海底爾生流物者與津藻葉邊津
 藻葉野山爾翔流雉子大野原爾生流物波、甘菜辛菜仁至麻、横山乃
 如置成豆奉流珍乃幣帛袁、引立流御馬乃耳乃彌高仁、織奉流倭文
 乃大御心毛多親仁、平介安幣帛乃足幣帛登聞食志受給天此
 國內仁八十枉津日乃禍事不令在荒備踈牟物能、下行者下袁守里、
 上行者上平守里四方八方乃外國由邪支教乎弘流事有牟時波、
 嚴支大御威稜乎振給天此乃大宮造仁齋鉏齋鉏持天石根木根乎

切平須事之如久其禍事乎盡久神攘々比賜比邪教乎悉久擊罰女
 言向女志賜天國中乃人共仁眞木柱太心乎令立皇神乃御稜威乎大
 空乃壁立際青雲乃隨坐向伏限谷蟆乃狹度留極鹽沫乃至留留限、
 彌弘仁令說弘給比、二柱乃神乃著之坐流御書乃心不違君止臣
 乃大義止内外乃正之差別乎不誤不忘仕奉女賜比、况天此字志波
 支坐須處乃有流由百往乃人等我家毛、平穩爾、其作止作留物等乎荒
 風洪水爾令相受成幸比賜止、祠官源朝臣松平乃要鹿兒自物膝折
 伏、鵜自物頂突拔天、慎美敬比、畏美畏毛稱辭竟奉乎、平久安介聞食
 止世白須
 辭別天白久、今由後、毎年乃五月乃今日乎祭日止定米奉利、永支例
 止齋支祭利仕奉留由乎、安穩爾聞食給止申須、

上に云る如く、本社の祭日を毎年の五月十二日と定めし事は、いか
 にと云ふにこは、彰考館編修にあづかれる人々の深く考へたるに
 よれるものなり、其は世に祭日と云ふは、管公の二月二十五日、東

照宮の四月十七日の如き、みな其忌日を用ふる例なれども、他人はともかく、其子孫たらん人の心にありて、禮記の檀弓に君子有終身之憂、故忌日不樂^レとみえ、また祭義に君子有終身之喪、忌日之謂也ともあれば、父母先祖の忌日には、其當時を思ひて、哀情を致すべき時なるに、其日を以て自ら酒を飲み、或は歌ひ、或は樂みて、平日に異ならざる様ものするは、あるまじき事なり、然らばいかにせばよけむと各々議しけるに、漢土の例はともあれ、我皇國は類聚三代格寛平七年十二月三日の官符に、諸人の氏神、多在畿内、毎年二月四月十一月、何廢先祖之常祀とあるぞ古へよりの制度なるへければ、舊曆の四月を用ふべし、今の五月は即舊の四月なるに、明治七年五月十二日の御遷宮、たまたま其月にあたれるを以て、永久の祭日と定むべしと云るにぞ、いかにも然あるべしとて、即かくは定たるなり、是歲十月十五日、神號を稱せん事を、教部省に請申しけるに、廿二日に至りて、神號を許されたり、その時の願書は左の如し、

神號之儀願

謹而言上仕候、舊藩主義公烈公之德義を欽慕之餘、昨年中士民一同懇願仕り、常盤神社之號を賜り、縣社に列せられ候事、不堪歡抃之至、候得共、神號無之候ては、祭典之節不都合之次第も有之候間、各神號を稱し候様仕度、且兩公には深く上古之典禮を被好候事故、古例に仍て神號を稱候はゞ、冥慮にも叶んと一同協議致候儀に御座候、抑我水戸義公は、躑を西山梅里に追て、退讓之高義あるのみに非ず、戰國之餘習未た除かざるの時に方り、尊王正名之義闕たる事あるを患ひ、即皇朝正史之闕逸を歎じ、意を朝廷之典故に留めて、修史之偉業を成し、皇統之正閏君臣之大義を明かにし、華夷内外之分、人臣正邪之別を正し玉へり、今也古例を以て之を擬稱せば、高讓味道根命と申して可ならん、烈公は非常之英材を以て、大有爲之念を抱き、先志を繼述し、専ら心を皇室に存し、神を敬し、邪を排し、文武不岐之論、尊王攘夷之説を唱へ、自

ら奮て 皇威を恢弘する事を期し、東方藩屏之任に居て、朝廷之毗輔たらん事を勉め玉へり、今又古例を以て之を申さんには、押健男國之御楯命と稱して可ならんと、乍恐被存候、若し此神號を賜り、社號にかけて常磐社坐高讓味道根命同社坐押健男國之御楯命と稱する事を得せしめば、上は兩公好古之深慮に叶ひ、下は闔國仰慕之至情を達するに足らんと奉存候間、何卒右神號を稱候様御執奏被下度、此段奉懇願候也、

茨城縣貫屬士族

舊水戸藩士民總代

明治七年十月

原田明善

茨城縣參事關新平殿

とあり、此時上に記せる神號復古議をも願書に附て、出したるなり、

光圀齊昭兩主の二靈え、神號下し賜候様奉願候所、願之通御沙汰

被爲、在候條、爲御心得別紙指添此段申進候也、

明治六年三月廿七日

渡邊大藏大丞

徳川昭武殿

この外神社にかゝれるくさくの事ども多かめれど、東京にありつる間の事なれば、くはしくは知らず、同十一年に北堂及伯兄の喪服に罹りにければ、太政官修史館掌記の職を辭して、故郷に歸り、從四位公に請申して、再び志表編修上木の事を始め、社域の内なる假の彰考館にありて、勞きつゝ、舊稿の佛事職官禮儀を訂正し、樂志をば新に草稿して、上木せり、然りし間に、十五年十二月十五日、勅ありて、二柱神を別格官幣社に預らしむ、十六年三月十二日に至り、勅使縣令人見寧勅宣命を奉して、本社に參向し、幣帛を捧げ祭典を行ふ、この時の宣命は、

天皇乃大命爾坐世

常磐神社乃廣前爾、茨城縣令從五位人見寧乎使止爲豆白給止波久

白左贈從一位光圀命殊爾大朝廷乎安那那比輔氣奉利仕奉留事
 乎御心止爲豆伊會志美給倍留事我中爾正保二年大日本史修撰乃
 舉乎起志若干乃年乎經豆其業卒豆進獻給爾倍留掛卷母恐支
 光格天皇甚久愛見行志々依豆恐支褒勅乎蒙給比元祿五年湊
 川爾碑乎建豆丈夫乃心乎感氣志總豆君乃爲御代乃爲心乎盡志
 身乎竭支須倍正義乎導支其大體乎再世爾明爾仰知良志給比大功
 績乎最母宇牟賀志美思保食志又贈從一位齊昭命母光圀命乃御
 心乎紹豆大朝廷乎恐美尊美撰倍留書乎進獻利文道武道乎彌進爾
 進米君乃御楯止仕奉牟臣子乃業乎勵米給倍留大功績乎同狀爾
 思保食須是以去志明治六年二柱乃御前乎常磐神社止稱奉利子
 孫乃八十續永久祭良志給倍留猶大政乃如此古爾復禮留專其
 御心乃貫豆然留事止思保食須厚支大御心爾今度更爾別格官幣
 社止定奉留御幣帛奉出志伊都伎祭世給布故今與後怠留事無久
 祭給牟事乎聞食豆

明治十六年 月 日

天皇乃大朝廷乎始豆仕奉留百官人等四方國乃公民爾至留萬伊
 加志夜具波延乃如久立榮米給倍留白給布
 天皇乃大命乎聞食止恐美恐美白須

此日國人いたく喜びて臨時の大祭を行ふ寛をして其祝詞を作ら
 しむこの臨時の大祭ことにいと尊く有がたき事になんありける
 その文は

衣手乃常陸國水依乃茨城縣常盤里乃底津盤根爾大宮柱太敷立
 高天原爾千木高知天鎮坐須常磐神社止稱辭竟奉留掛卷毛畏支
 高讓味道根命押健男國御楯命二柱乃大御前爾御社乃宮司爾
 任左禮仕奉流御裔源朝臣松平乃賴安畏美畏母白須
 高讓味道根命波永正文乃頃與玉緒乃亂始爾天下乎平定給閉
 東照神乃命能御孫爾坐天天皇我大朝廷乃甚久衰閉天下乃人等
 君止臣乃差別乎知受内外乃辨乎踈爾爲事乎慨美給比豆大日本

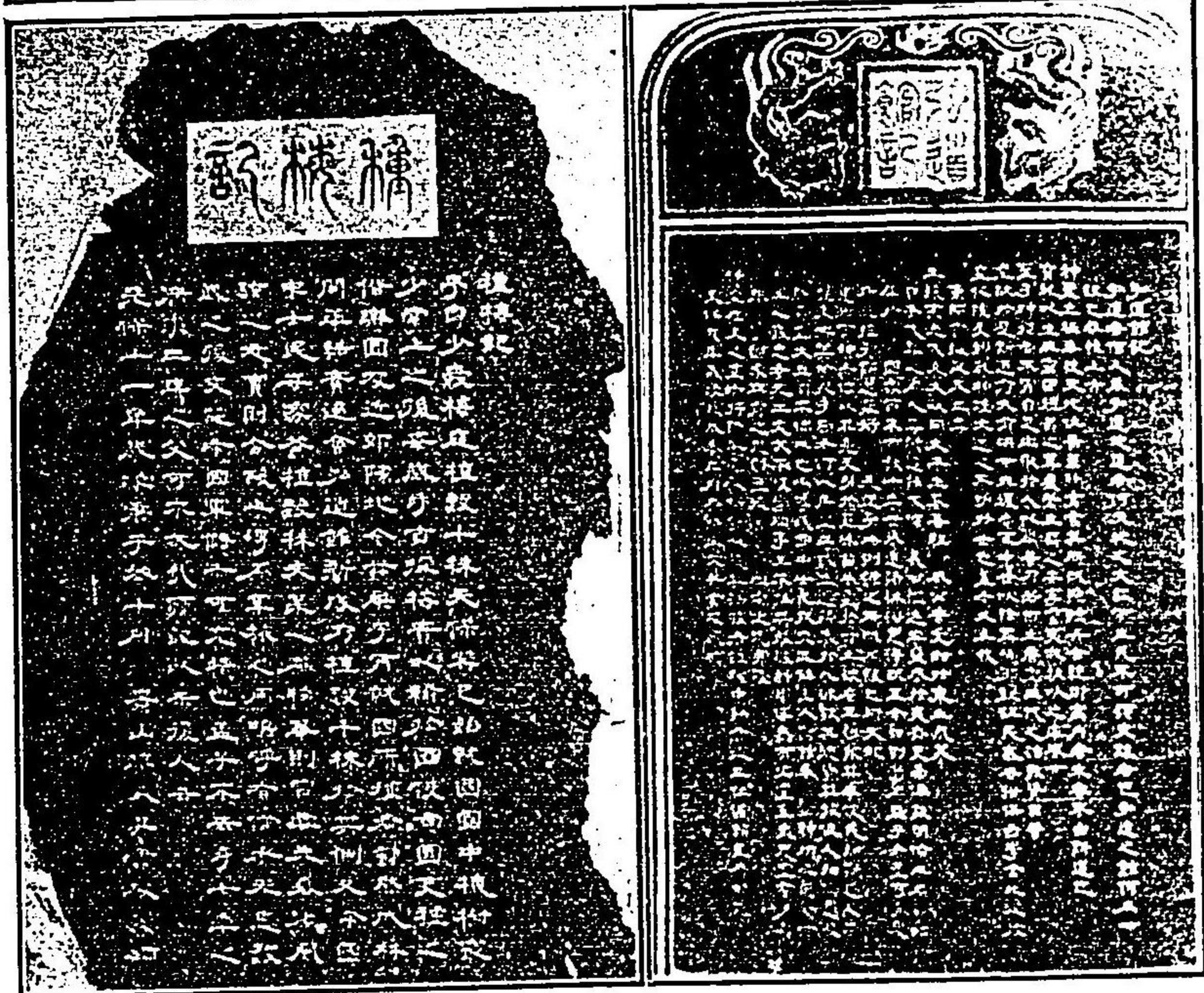
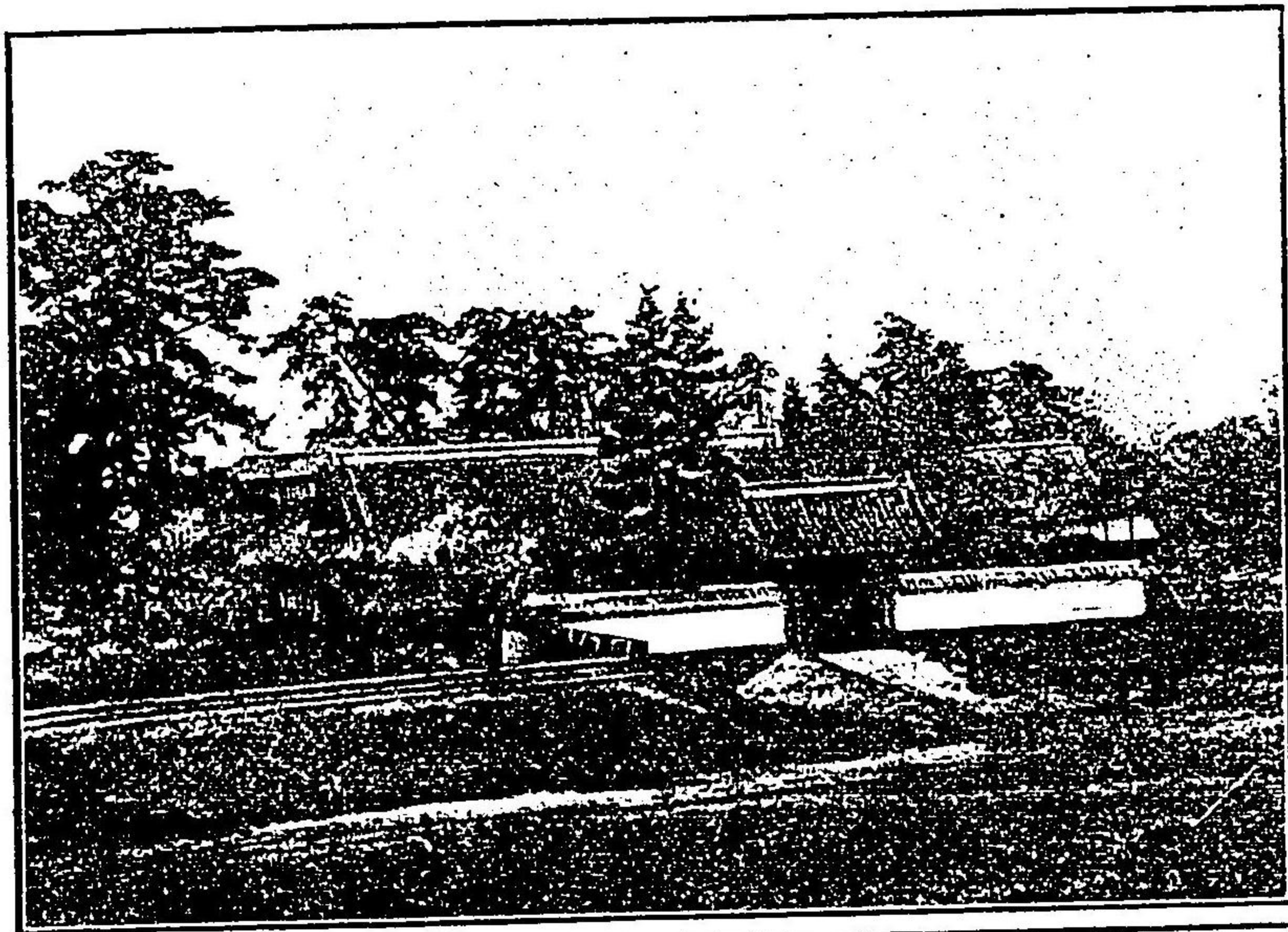
史乎著之神祭乃大御禮里御世繼乃御典乃甚久廢天禮世爾不行事
乎惜之美坐禮儀類典乎編給比或波御世々々之山陵乃御祭毛絶
天遠天皇之御陵所乃何乎其處止知賀奴多在乎再興止左計給比
又橘乃正成乃朝臣賀清久正忠誠乃心乎愛思波天湊河乃石碑
乎建天蝦夷乃國乎治天女皇國乃鎖鑰止爲可久思天保之大船乎造
其界乎見一押健男國之御楯命波遠御祖等乃御心乎受繼天志天皇
我大朝廷乎尊美崇萬皇御國乃神聖乃正道乎振興之坐天波之中
子乃邪教乎嫌給比朝廷乃御領田多事乎思波天下之大奈
瓦葺乎打崩之其知禮田所乎收奉流可久謀里給比世中乃奢靡
爾耳流行午武勇乎尙夫風習乃廢爾留合天外國乃夷蠻等我御國
乎凌侮流事乎悲美天種々之兵械乎造設天臣之男乎勵之戒女鎧
被備布千萬乃軍人乎誘比給比御心乎廣幾大野爾猪蹈立鬼捕問
軍陣乃術乎講習之進驅逐乃法乎學之魯西亞乃王我蝦夷乃干
島乎掠奪不事乎聞波之大船爾海路乎凌身親其國乎撫治天

國乃御楯止成牟事乎請白之學校乎設波神乎敬乎本且之漢學乎
羽冀須可制給比西洋乃邪教乎未然爾防止爲波息距篇乎著志皇
國乃文章乎人爾知止女爲波八洲文藻和言集成乎輯女給比如此
毛二柱神乃皇國乃大御爲朝廷乃大御爲爾深久遠久厚久高久思
乎凝之心乎竭之謀里給比勵給比之故爾大八洲國內乃志有流健幾
益荒男等波黏鳥乃如此在者止毛大舟乃思頼天美威稜乃男健蹈健
都正學乎主張武技乎習之天皇乎尊美朝廷乎崇萬奉流事乎知我
隨文治乃御世乃頃天皇我大御政乎鎌倉乃將軍爾委給里與以來
六百年餘八十年餘爾成乎流河舟乃毛曾呂々々爾黑葛久流也
々々々爾自良時能來也奴禮今之明神止大八洲國知看大倭根子天
皇命乃御世爾至且舊幾風爾復之大躬自良大御政乃大柄乎統轄
里給布事止成爾波多天下乃武支物部志有益荒男乃力毛在奈禮二
柱神乃大奈御功勳爾感介多故爾許在倍禮故天皇命乃大詔以且
明治六年爾二柱乃御前乎常磐乃神社止稱奉里子孫乃八十續永

久祭良之給閉流猶大政乃如此古爾復禮流專其御心貫天然幾事
 止神隨思食須厚支大御心爾今度更爾別格官幣社止定奉天御幣
 奉詔布大詔乎國内乃民等聞傳天穴手伸阿那面白阿那佐夜憩
 止八開手也良々爾打舉喜豆大旗小旗乎風乃隨爾吹靡之大笛吹
 鳴小鼓打鳴之或波歌比或舞奏種々乃俳優乎奉天臨時祭仕奉
 流狀乎二柱乃神乃御心爾憐禮嬉止御看之給比此三月乃十一日
 與日波三日夜波二夜乎吉日乃吉夜止撰定天宮司等諸伊豆乃忌
 屋爾忌籠豆大前爾捧奉留幣帛波宇豆乃御饌宇豆乃御餅御酒波
 糞上高知糞腹滿竝天海物山物野物爾至迄八取机爾置足波之今
 日乃御饗止奉流此乃多米津物乎安幣帛乃足幣帛止平介久聞
 看受給天比君止臣乃大義内外乃正幾差別乎誤留事无久國內乃悉
 喻得之給天比天皇乃大朝廷乎始仕奉流百官人等四方國乃公民
 爾至萬嚴之八桑枝乃如久立榮米給止畏美畏美申須と云へりき
 予が神社につきて覺えたるは大かたかくの如しと語りにつければ、

其事由をも記して示し給へと云ふ折しも二日三日ばかり涼しき
 風吹來て、身軀もいさぎよくありければ、やゝに筆とりてかきしる
 すまにく、いにし時の書附または祝詞などのあるをも、反故の中
 よりとりまどめ順叙して一卷とはなし終ぬ時に八月九日、庭の林
 をもれ出る月影、いとあかく、常磐の御社のみかぐらさへかうと
 しく聞ゆる夜なりけりな、

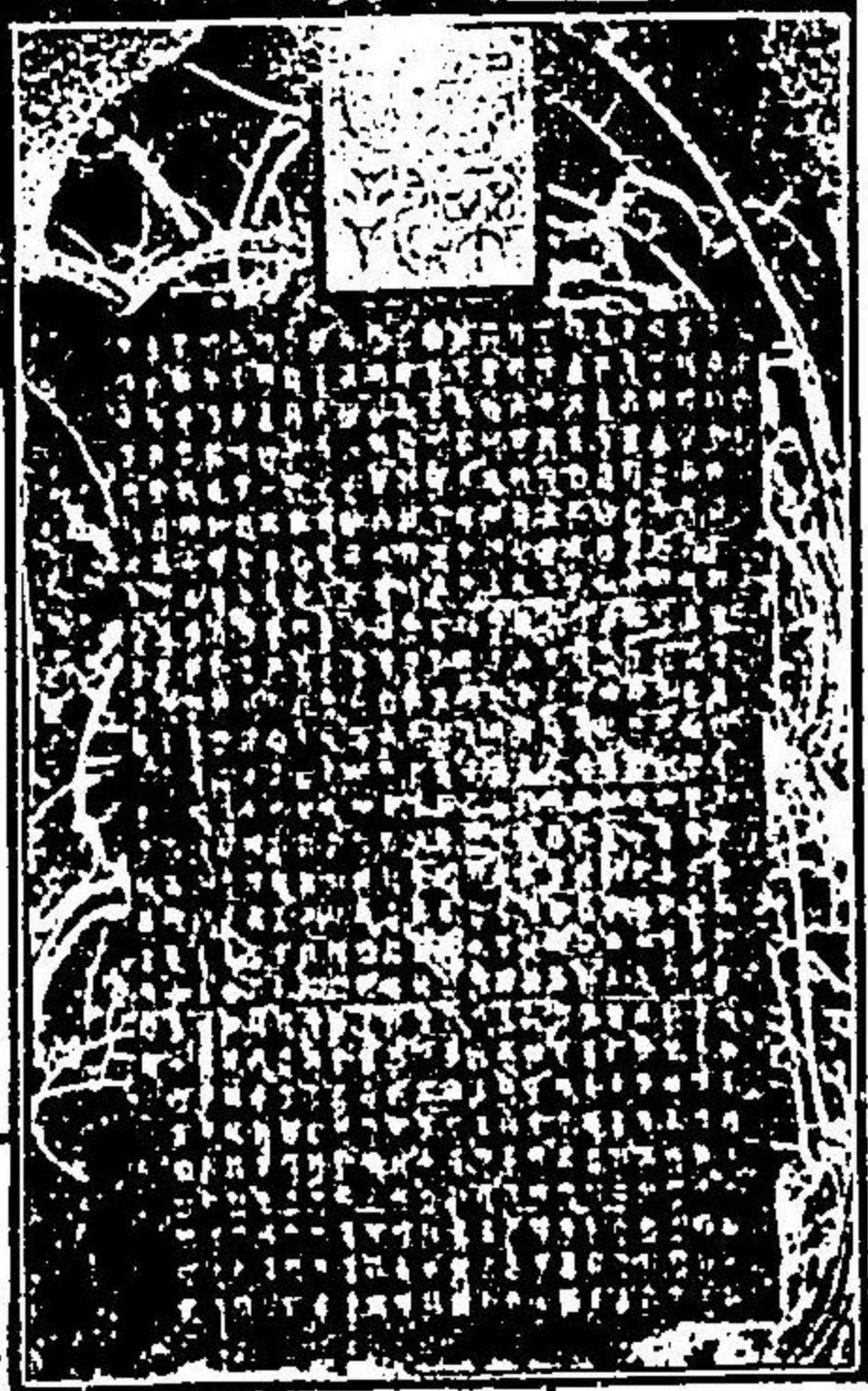
常磐物語終



弘道館正面の景
同館記碑面



弘道館内鹿島神社
 同館孔子廟及鐘樓
 同館八角卦堂
 同館要石碑面



借樂園樂園の真景
同園碑面
同園梅の花



借樂園好文亭真景
同園真景
同園雪後真景

附 録

二公の梅花をめて給ひし事は、いかなる故ともはかり難けれど、
義公はわかき御時より梅をこのみ、其記をかゝれしのみならず、
其花によしある梅里をしも號とし給ひ、烈公は弘道館と偕
樂園に梅を植生して、種梅記をかき給へるは、おのつから其天性
にかなひし故にそあるへき、しかるを世には二公の梅をめて
給ひしよしを知らぬ人も多かめれば、こゝにしるしつけて、其ゆ
ゑを詳にせむとはするなり、

梅花記

西山公

花時鳥月雪のときと、永福門院のよませたまふも、さる物から、春は
あけほのゝやうく、まろく成ゆくまゝに、よもの山々はかすみわ
たりて、あやしのしつものきばちかく、うくひすのはなやかに鳴い
てたる、青柳のいとほそく、あやめもゆうになひきあひつゝ、櫻は青

葉かちにて、庭の木立もこくらき中に、卵の花の垣ほにのみと、おもはすしも咲かゝりて、山ほとゝきすまちかほなるに、軒のたち花は、むかしおもはすしもあらずや、やみはいとさらなり、月の頃も、ほたるのみつよつふたつなどびちがひたる、まどのまへは、ふみなんすまづべくおほえて、いとをかし、秋はゆふくれのゆふ日はなやかにさして、山きはいとちかくなりたるに、かりもこゝら鳴わたりて、頃しも月やあかれる、紅葉やさかりなどあらそひいひのゝしるも、げにおほえて、あはれふかし、やうやく木からしの風、身にいとふなりもてゆくままに、すゝきのかれ葉のかしらに、霜おきまよひ、蟲の聲もかれゝに、枕にちかききりゝすのおのか衣のつゞりさてふとて、まことに折にふれ時につけつゝ、物のあはれは侍るめれど、梅の花のいよやかなるありさまの、いづれなみせんともおほえず、いとやんとなし、いつれの所にかありけん、今はわすれつ、梅の木のあるをもてる人なんありしほどに、やつかれ日をわたり月をへ

てもとめしかども、あるじの人つひにゆるさず、いかゞし侍らんとおもひわつらふほど、ある夜雨いたうふりぬ、かのあるしのまへをどほりにけるついで、今ぞかうと、ふとおもひいでゝ、ひそかにこれをぬすみ、みつからねこじて、おひつゝ、からふじて行ありさま、人やきゝつくらんと、せちにしのびたる心のうち、いとけうありて、白玉かなにぞとゝひし、あくた河のほとり、ましておもひわたさる、色にめづる心のはなはだしさは、われも人もかはらざりけり、つひにそのふにうつして、よるひるとなく、此十とせかをち、心をつくしあいしもてあそぶといへども、橐駝がをしへにしたかひて、子のとくし、すつがことくせよ、かへりみることもなく、おもんはかる事なし、それいにしへより今の時にいたるまで、草木ことなきも、物ことになぞらへてもてあそぶ人、まさきのかづら長きよゝにたえず、晋の陶淵明が菊を、東籬の下にとり、濂溪の翁は、はちす葉のにごりにままぬをたのしみぬ、ともにゆるあるにや、かれすらしかり、いはんやむめ

のひとりあてなるみさほつくりてたてるに、こよなうめでたしと
 みゆ、なかにも雪のふりたる曉などの、我身もひえゐるやうにおぼ
 えて、空のけしきはけしかりしに、おやのいさめかげにと覺えて、ひ
 らけさしつゝをかしきはかりの匂なり、これぞ難波の冬こもりと
 はいふべかりけるを、あらたまの春のあしたは、ひときはまさりて
 みゆ、夕ばえの色はなやかに、あやまたずて、月はいでけりな、人めも
 枝もおなし色にうつされて、それともみえず、かをたつねて、となが
 めし、みつねがこどまでおもひいてぬ、いとしろうおきまさる志も
 かどあやまたれて、どふとりもまなこをぬすまれ、こてふのはらわ
 たも、たちぬべくみはやされ影もなめに窓にさし入りたるけはひ
 は、いみじきゑしといへども、筆かきりありければ、いと匂ひなし、さ
 ればもろこしにもわれにおなしき人やありけらし、上林の園松の
 うてな、何遜かなかめし、廣平が賦せしもことならず、塵嶺の春のふ
 たゝびにほへるそ、よのつねのとしよりも、おさくおもしろかる

へけれ、世の中に花のはかせといひけんも、にげなからず、玉色明道
 にたとへ、深衣の司馬かといふかりし人こそあなれ、いともかしこ
 しはい所の月のこゝろもとなきをかなしみ、どひもて行にや、ひと
 夜のうちに千里をしのぎしといひつたへけんも、はたかはゆし、志
 かるをたれか艸木は心なきとやはいふめる、いにしへをきき、今を
 みるにつけても、はなこそあるじ梅や友なんとおもふ物から、ども
 すれば、日くらしさ志むかひ、ふる文なんどとりちらしつゝ、もろこ
 しのうたども、うちずんしぬれば、みるに志たかひて、うたてはかな
 きことこそ、おほかめれ、むかしつ人のまことにまれ、あたことま
 れ、かゝるいさきよきはなもて、國の城のそれすら、かたふけんどす
 らむ女にそへしそ、うたてはかなしな、柳子がいはゆる羅浮の山は
 見はてぬ夢のなごりをとゞめ、壽陽公主のひたひよそほへるすが
 たのえんなる、こやの真人のたをやかに、雪のはだへのいとみやび
 にらうたけしも、さぞありけん、飛燕がかるやかなるすがた、久かた

の日かりのとけき春の日にかゝやきて、いとゆふのみたる世となし侍らんは、いとくちをし、貴妃がむかしをおもひいつめれば、風吹おこる野邊の草葉の露とともにきえにしあどぞ、はたにげならずやはある、しかるに何のゆゑありてか、きよらなる花なん、これやひとしといふめるは、いとはしたなくぞ聞ゆ、かゝるうらみのそこはかどなく、おもひたゆたふまゝ、志かすがにやみなんも、かつくちをしとて、にふきふんでのほこさきをにらき、いさゝかこゝにしるして、一えだの梅によす、はなもし心あらば、これが和答せよとぞ、ことしよろこびやすき春、江東の遊子それがし、日新齋のうちにしてつゆをしたて侍る、

按するに、慶安のはしめは、西山公また二十一二歳にもやおはしましけん、もろこしもここも、世にぬけ出たる人は、才智はやく秀てたるものにこそ、其比御方住に仕へまいらせし老人の語り侍しは、また十四五の御時より、學問このみたまひて、夜など大か

たは鶏鳴までも書をよみたまひたるとぞ、貴公子の梅ぬすみたまふは、好古事となるべし、御老年までこの花をこのみ給ひて、白坂より西山まで六七町の谷あひに、梅と桃を二千本あまりうゑさせ給ひたるが、年々にしたかひて花盛のころは、たくひなくそ侍し、以上年とみゆ、西山公修史の志を興し給へるは、十八歳の時にてありけるか、明暦三年御年三十歳の時に、始て史局を神田の別荘に開かれたり、かくていつばかりの程にか、浪華梅の種を得て、館中にうゑ給ひ、其梅花の盛衰によりて、文運をもトはむと仰せられしに、其木やゝに榮えたるを、後に水戸の彰考館にも分ち植られしなりとぞ、然りしより後、或は枯れて絶むとし、或は榮えてほびこりなど、時に變化はありつれど、其木の長く傳はれるは、いとおむかしきわざになむありける、西山公の御後、尤も文を好みて、史事に力を盡し給へるは、舜山公にておはしけるが、また深く梅を愛し給へりとなん、其由は藤田一正の尙古閣賜宴

詩序にて知るへし、其文に云く、

八

尙古閣者在礫川邸中、我公燕居游息之所也、今茲乙丑正月十一日、置酒於此、悉召史館諸生、命坐賦詩、時那珂西寶幢教院住持僧上慧、行年八十有三、偶游江戸來謁邸中、公以其老而喜文辭、故延之閣上、禮待頗優、特命史館總司渡邊騰接伴、是日雅集、莫有執法在側、而近習之臣及立署之吏、稍爛於文辭者、皆得與焉、盤俎雜陳、恩意殊渥、杯行數巡、上下歡洽、其拜辭先退者、唯老僧與外吏、而館閣之士、傾玉盞揮彩毫、及秉燭而罷、故詩中率皆言既醉飽德之榮、至如早春景物、廼所謂鶯語方澁、蠶房未暄之候、嘉木異卉、莫有芳菲之色、唯梅花獨也、凌歲寒而微笑、殆爲文苑吐氣矣、初公之就國也、勵精圖治、政通民和、及物之仁、不啻有脚陽春、境內相慶曰、義公復生矣、嘗宴學生于城南別館、時方二月、梅花盛開、公自裁七言詩、以寄其興、群臣奉和者二十有餘人、前總裁立原萬携梅花一枝、獻諸左右、蓋彰考館前所植浪華梅是也、公覽而異之、曰、曩者寡人夢見一梅花、清香幽韻、絕不類尋常世間種、寤而識之、

今觀斯花、髣髴乎夢中所見、不亦奇乎、翌日命駕彰考館、觀其梅花、又自裁七言詩、手書華箋、繫諸枝上、令群臣奉和、奉和者亦二十有餘人、或有比公於昔公者焉、於是東藩文學、駸々乎將復、義公之舊邦、家既已崇尙文學、城市山林、靡然嚮風、時上慧住城東寶鏡院、亦以方外之徒、獲列別館之會、及獻梅花詩、距今既踰一紀、耆老宿儒、凋謝殆盡、而吉士才臣、或入班近習、或出宰群邑、館中寂寞、無復舊時之盛矣、其以前日生徒來在邸中、碌々仍舊託身文墨職者、只有一正輩一兩輩耳、上慧之來也、公適憶水城文字之飲、故設今日之宴云、夫不遺故舊、誠盛德事、而嚮之賦詩、蓋所以爲文苑首唱也、今之不賦、蓋不欲與詞人爭長也、顧不美哉、數年以來、翰墨之林、衰颯枯槁、莫有欣欣向榮之意、或謂時運使然也、雖然、古人有言、時者非天之所爲也、王公大人實爲之、今也、公以發生之始、布和之辰、與文士爲一日之歡、豈將欲振起斯文也歟、公旣命左右集衆、作爲一卷、俾一正作序、一正不敏、辭不獲命、方今史館雖乏人才、學之美、有若廣備長孺、誠非一正所敢望、而班亦居右、授簡之任、宜在彼

九

二人而特以屬諸卑鄙庸懶如一正者豈亦以夫水城別館之舊也歟嗚呼前十五年一正十八歲年少氣銳狂簡進取雖非賈生終童之倫然亦慷慨自奮追慕古人謬獲虛名叨蒙收錄而志大才疎功名無就顛頓狼狽以至潘岳二毛之年官之巧拙固所不論學不加進行不加修猶旦月糜廩粟歲貴俸錢毀瓦畫墁稱爲天下之至鈍回視昔日寧不愧死志氣日耗而藻思日涸何足以序此詩哉抑嘗與同寮論古今文運之盛衰每以梅花爲兆梅花之顯於世者蓋以浪華爲第一博士斯花之頌聖帝高臺之歌並傳天下後代至今猶想見其泰和之氣象萬古經學史筆皆開始於頌斯花之人不特詞人之宗而已由是以來上下數百歲以愛梅聞而其德之馨實足以參天地之化關盛衰之運者前有菅公後有義公此皆雖兒童走卒尙識其名何啻文采風流輝映千春而已哉二公勳業之大姑置不論類聚國史二百卷規模宏遠非村宰相所能辨而紀傳志表之作則尤其冠絕宇內者也今公之稽古爲政苟有志於聖帝明王之治則論語一書具在浪華之盛何假外求一正愚賤不敢僭言若

夫欽英風於西山追芳躅於北野能使紀傳上木志表脫稿以竟義公之緒莫俾類史專美于先朝則公之所以寵待史臣者意其在斯歟然則尙古之閣名稱其實不翅供宴游之場而已昔年之夢惡知其非先君之靈假花神而託今公也哉它日書成獻諸天朝常州梅里之芳名播之天下則一正愚賤職在文墨鉛槧雖疲其敢辭操觚之勞哉秉筆以埃

と記されたるにて當時のさま想ひやるへし景山公は此公の御孫にてましけるか殊に梅里の遺芳をうけ繼し給ふのみならず文葩を國中にしき施されしはみな人の知るか如し

種梅記

景山公

予自少愛梅庭植數十株天保癸巳始就國々中梅樹最少南上之後每春手自採梅實以輸於國使司園吏種之偕樂園及近郊隙地今茲庚子再就國所種者鬱然成林開花結實適會弘道館新成乃植數千株於其間又令國中士民每家各植數株夫梅之爲物花則冒雪先春爲風騷之

友實則含酸止渴、爲軍旅之用、嗚呼有備者無患、數歲之後、文葩布國、軍儲亦可充積也、孟子不云乎、七年之病、求三年之艾、可不戒哉、聊記以示後人云、

かくあるによりて、烈公の梅をめて給へる事は、辨ふべし、さて始めて御入國の時、御祖廟を拜し給ひて後、直ちに彰考館に臨みましける時筆をとりて館の柱にかきつけ給へる歌に、

家の風今もかをりのつきぬにそ、文このむ木のさかりまらるゝ、とあるにても、義公の浪華梅をうゑ給ひにし、ゆゑよしを明らかにむべきものなり、後に弘道館を設けられし時の御詩に、

弘道館中千樹梅、清香馥郁十分開、好文豈謂無威武、雪裏占春天下魁、かく作らせ給へるを以ても、いかはかり梅をめて思しけむとさへそ、思ひはかり奉らる、かかるに合せて、廢藩置縣の時に舊藩士族有志の人々、水戸城中彰考館にありける、義公の手つからうゑしといふ、梅樹のたえうせなむ事をうれたく思ひて、この常磐

神社の傍へにうつして、烈公の御歌を碑面にしるし、後世にのこすへくはかりける時、故人野村鼎實、原田明善二氏の囑によりて、其碑の背後にしるすべくものしたる浪華梅の記をも、此にくるは、いかなる故そといはむに、二氏身うせにしより、墓木も已に拱くはかりになりぬらんを、何くれのさはりありて、未だ石碑たつる時にあひかたぐ、余もはやく六十とせあまり三とせを過にたれば、いまふみならねど、紙碑にだにものして、なほ後に傳へむには、二氏の魂を慰むるたすけともなりなむか、と思ひてのわざなるぞかし、

浪華梅の記

むかし 難波高津の宮に、天下治しめまゝ 天皇の御弟字治の稚郎子、學ひのわざを百濟の王仁にうけ給ひて、兄弟徳讓の美あり、王仁にはつの歌もて、御位に即し事をほぎ奉りしより、この梅のかをり世にひろく、文學のわざもみさかりにはなりけらし、

其後菅原の神を始め、忠誠の心をもて、朝廷につかへまつれる人々の梅をめで給へるは、深き故こそあるらめ、抑西山の贈大納言の君は、わかき御時より、文武の業をたしなみ、彰考館を設けて、日本史を修むる爲に、學士を招き、殊にこの花をめでたまふあまり、難波の宮にゆかりあるうめの木を、その館に移しうゑて、文運の盛を此花にくらべむとの給へりとぞうけたまはる、然りしよりこなた、世々の君たち、西山公の御心をうけ繼て、日本史の紀傳みな梓にのせて、世に廣まりしかは、景山贈大納言の君は、殊に志表をもつべく、史臣に仰せて、なほも文學をみさかりに勵し給ふ折しも、此樹ますくさかえて、花のかをりこよなく國內にみちみちたりければ、文好む木のさかりまらるゝとは、よませたまへるなるへし、すへて世に盛衰榮枯あれども、明君賢佐の國の爲世の爲に、御心を盡さるゝ事は、古今のかはりあるましくなん、かゝれば、高津宮にこの文も花も開けそめしより、菅原の朝臣は、

文章博士に起りて、藤原氏の權を抑へ、かしこくも御門の政をたすけ、殊に此花をめで、文學の宗とは仰かれ給ひし、然るに我常磐の社にます二柱の神の、文學を世にひろめ、名分を明にして、朝家に仕奉り給へるは、さるものにて、一柱は梅里のむかしをしたひて、國讓の美德おはしまし、一柱は其餘芳をつき給へて、御門の守り我をおきて、また人はあらじと、雄たけひ給へる、忠誠の情は、いづれも北野の神におとらさるへし、さて官幣の社といつがれ給へる其功徳は、わするへくもあらぬに、志ある人々は、かの難波の梅のかほりをも、長き世に傳へむと、もとの彰考館よりこの御社にうつしうゑ、石を立て、景山公の御歌をゑりたるは、君と臣とのけちめの正しき學ひのわざを、いやますくにひろめて、かのあたし國の君父をなみするきたなき教を、はびこらしめじと、二柱の神にこひのみ奉る心しらひにこそはありけれ、かれうたひけらく、此花のにほふが如くうるはしき、神の御稜威をあふが

さらめや、かく言擧する者は、おほけなくも、いま日本史編輯の事に仕奉る、舊水戸藩の士籍につらなる栗田の寛になむ、

附録 終

明治三十年十月廿二日印刷
明治三十年十月廿六日發行

編輯者

東京市牛込區矢來町字山里七十九番地
栗田 寛

發行者

茨城縣水戸市大字上市泉町百五番地
西村 彌兵衛

印刷者

東京市京橋區西紺屋町廿六七番地
山本 鉄次郎

發行所

茨城縣水戸市大字上市泉町百五番地
日 新 堂

發賣所

東京市京橋區鎗屋町十四番地
北 隆 館

印刷所

東京市京橋區西紺屋町廿六七番地
株式會社 秀英 舍



水戸加納文房鋪名筆 一公園梅筆

常磐公園、在茨城縣治之西一牛鳴地、源烈公、藝掃蕪雜、植梅數千株、築偕樂園、作好文章、國政餘暇、屢開文雅筵、所謂與民偕樂之意也、今則爲公園、四方遊客無不到者、頃日積善堂主人、有感、以園中梅枝造筆管、名公園梅筆、欲頌之江湖、請題詩乃賦贈、

水戸 名越 一庵題

樹侵冰雪慕賢公、晚歲永含馥郁風、好事新分偕樂興、筆花寄在一枝中、

全 戸收久

文好ひみその、梅の一枝に

ふたゝひ筆の花をこそ見れ

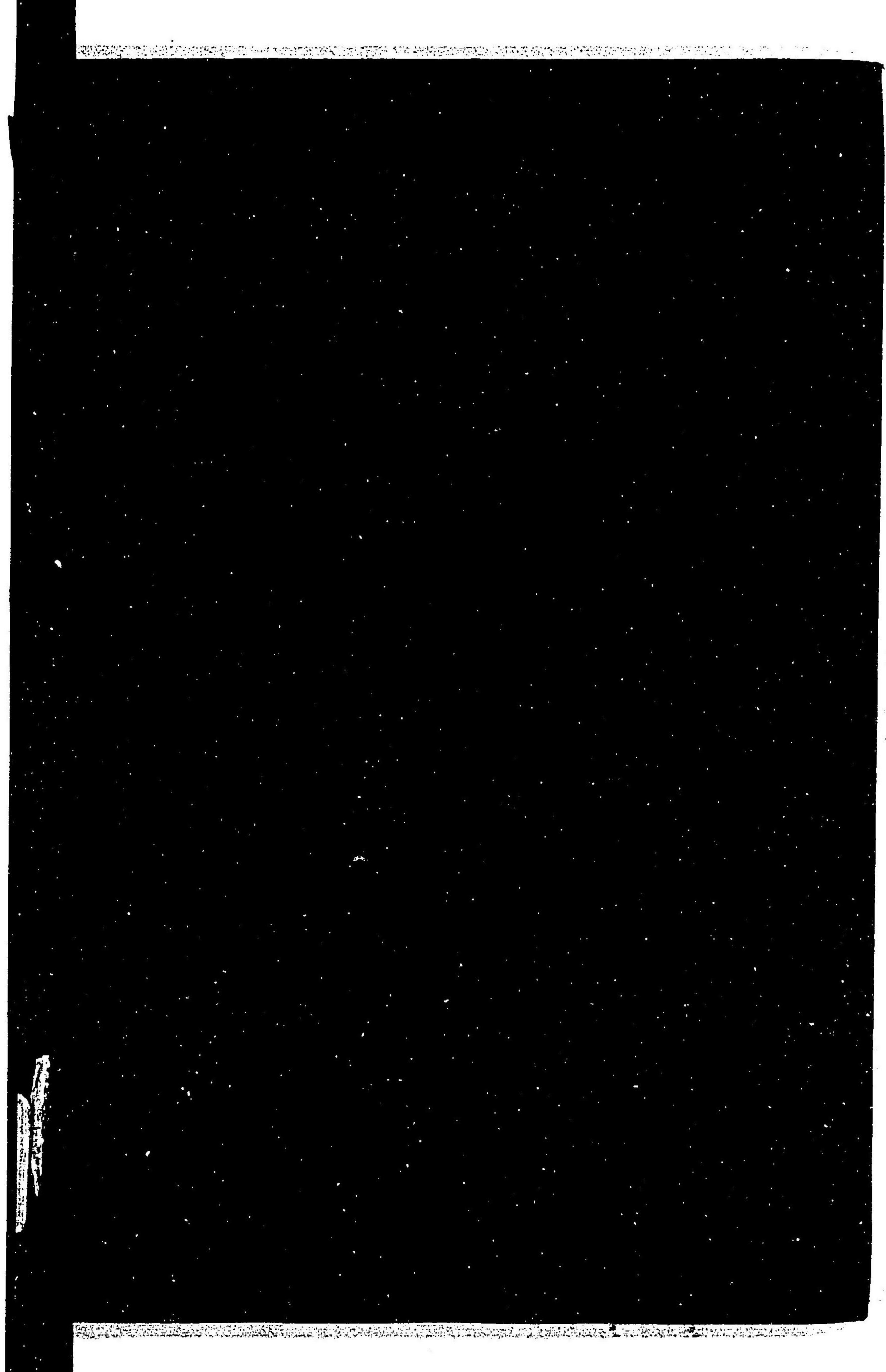
右弊店ニ於テ製造發賣セシ處幸ニ騷壇諸彦ノ好評ヲ博シ候ニ就テハ一層製造方ニ注意ヲ加ヘ精撰ヲ主トシ販賣仕候間多少ニ拘ハラヌ御試用之程奉希候

製造發賣所

水戸市上市泉町三丁目
積善堂

加納與右衛門

77
102



77

102

014472-000-0

77-102

常磐物語

栗田 寛/著

M30

ABB-0850



